

第3次
岐阜県廃棄物処理計画
中間見直し

素 案

令和 年 月
岐阜県

目 次

第1章 計画の概要	1
1 中間見直しの趣旨	1
2 計画の基本的事項	2
3 第3次岐阜県廃棄物処理計画の中間評価	3
第2章 廃棄物処理に関わる情勢	5
1 SDGs(持続可能な開発目標)の取組の本格化	5
2 SDGs未来都市～自然と人が創り出す世界に誇る「清流の国ぎふ」～	6
3 プラスチック資源循環戦略及び海洋プラスチックごみ対策アクションプラン の策定、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの採択	6
4 食品ロスの削減の推進に関する法律の施行	7
5 循環経済ビジョン(2020)や循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行 加速化パッケージの策定	8
6 プラスチック資源循環法の施行	8
7 第五次循環型社会形成推進基本計画の策定	8
8 廃棄物処理法に基づく基本方針の変更	9
第3章 廃棄物の現状	10
1 廃棄物の排出量及び処理量の現状	10
2 廃棄物の不適正処理の現状	32
3 今後の課題	35
第4章 目標・指標と基本的な考え方	37
1 基本的な目標	37
2 プラスチックごみと食品廃棄物に関する目標	40
3 県の施策効果を確認するための指標	40

4 基本的な考え方	41
5 一般廃棄物に関する施策の方針	43
6 産業廃棄物に関する施策の方針	44

第5章 計画の推進に向けた具体的施策 47

1 廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進	48
2 美しい生活環境の保全	61
3 災害・感染症・気候変動への備え	64
4 産学官等との連携強化	69

第6章 計画の推進と進行管理 70

1 産学官等の役割	70
2 計画の進行管理	84

第1章 計画の概要

1 中間見直しの趣旨

本県では、県内における廃棄物の減量その他その適正な処理の推進を図るため、令和3年3月に「第3次岐阜県廃棄物処理計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）」を策定しました。

この計画では、「廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進」「美しい生活環境の保全」「災害・感染症・気候変動への備え」の3つを施策の柱と位置付け、資源循環型社会の形成の実現に向けて、施策を展開してきました。

とりわけ新たな課題への対応として、プラスチックごみ削減の推進、食品廃棄物削減の推進、産学官等との連携強化について重点的に取組を推進しているところです。

こうした中、国においては、3R + Renable（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用 + バイオマス化・再生材利用等）を推進し、循環経済（サーキュラーエコノミー）※への移行を加速するための「循環経済工程表」（令和4年9月策定）が取りまとめられるとともに、令和6年8月には、循環経済を国家戦略として位置付けた「第5次循環型社会形成推進基本計画」が策定されるなど、廃棄物行政を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。

そのため、本計画の基本的な考え方である「廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進」「美しい生活環境の保全」「災害・感染症・気候変動への備え」を維持しながら、これらの動向との整合を図るとともに目標の進捗等を踏まえ、「第3次岐阜県廃棄物処理計画」の中間見直しを行うこととしたものです。

※循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動

2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45(1970)年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第5条の5の規定により、国の基本方針に即して策定する計画です。

また、本計画は、岐阜県環境基本条例(平成7(1995)年岐阜県条例第9号)第10条に基づき策定され、本県の環境に関する最上位の計画にあたる「岐阜県環境基本計画」の廃棄物分野に関する個別計画として位置付けられるものです。

(2) 計画期間と目標年

本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間としています。

なお、社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正等が行われた場合においても必要に応じて見直しを図るものとします。

(3) 計画の対象

本計画の対象は、廃棄物処理法第2条で規定する「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」とします。

なお、食品ロスの削減対策及び海岸漂着物対策については、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下「食品ロス削減推進法」という。)及び「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(以下「海洋漂着物処理推進法」という。)に基づき、「岐阜県食品ロス削減推進計画」や「海洋ごみ対策地域計画」を踏まえ推進します。

3 第3次岐阜県廃棄物処理計画の中間評価

(1) 一般廃棄物

本計画では、一般廃棄物の減量化の中間目標として、令和7(2025)年度の排出量608千トン、再生利用量170千トン(再生利用率28%)、最終処分量42千トンとしています。

令和5(2023)年度一般廃棄物処理事業実態調査結果によると、令和5(2023)年度における一般廃棄物の排出量は622千トン、再生利用量135千トン(再生利用率22%)、最終処分量は45千トンです。

令和5(2023)年度の一般廃棄物の排出量は、平成30(2018)年度実績より10.6%減少しています。目標年度(令和7(2025)年度)の排出量の見込みは592千トンと推計され、目標達成は可能である見込みです。再生利用率は、平成30(2018)年度以降増加せず、目標値との乖離が大きくなっています。最終処分量は、平成30(2018)年度実績から約5千トン減少し、減少傾向であるものの、令和7(2025)年度の目標値には到達しない見込みです。**表1**

引き続き、一般廃棄物の減量化に取組むとともに、再生利用のさらなる推進が必要です。

表1 一般廃棄物減量化の進捗状況
(単位:千トン)

年度区分	2014(実績)	2018(実績)	2023(実績)	2025(目標)
排出量	709	696	622	608
再生利用量(率)	164(23%)	146(21%)	135(22%)	170(28%)
最終処分量	60	50	45	42

※民間回収分(資源回収ステーションでの古紙、スーパーにおけるペットボトル・食品トレイ・牛乳等紙パック)を含む。

(出典:県廃棄物対策課調べ、平成26、30、令和5年度一般廃棄物処理事業実態調査)

(2) 産業廃棄物

本計画では、産業廃棄物の減量化の中間目標として、令和7(2025)年度の排出量3,677千トン、再生利用量2,059千トン(再生利用率56%)、最終処分量105千トンとしています。

令和6(2024)年度産業廃棄物処理動向調査の結果によると、令和5(2023)年度における産業廃棄物の排出量は3,571千トン、再生利用量1,756

千トン(再生利用率49%)、最終処分量113千トンとしています。

令和5(2023)年度の産業廃棄物の排出量は、令和7(2025)年度の目標を達成しています。再生利用量は、目標値との乖離が大きく、目標達成は困難である見込みです。最終処分量は横ばいで推移していましたが、令和5(2023)年度に減少に転じています。仮に、平成30年(2018年)度から令和5(2023)年度間の最終処分量の減少量13千トンから、1年間あたり約2.6千トン減少するとした場合、令和7(2025)年度の再生利用量(推計)は、108千トンとされ、令和7(2025)年度の目標達成は困難である見込みです。表2

引き続き、排出業者への啓発等を強化し、減量化及び再生利用のさらなる推進が必要です。

表2 産業廃棄物減量化の進捗状況

(単位:千トン)

年度区分	2014(実績)	2018(実績)	2023(実績)	2025(目標)
排出量	3,717	3,677	3,571	3,677
再生利用量(率)	1,797(48%)	1,496(41%)	1,756(49%)	2,059(28%)
最終処分量	126	126	113	105

※農業系廃棄物を除く。

(出典:平成27、令和元年、令和6年度産業廃棄物処理動向調査)

第2章 廃棄物処理に関する情勢

第3次岐阜県廃棄物処理計画を策定した令和3(2021)年以降の廃棄物処理に関する国際情勢及び国内の状況は次のとおりです。

1 SDGs(持続可能な開発目標)の取組の本格化

平成27(2015)年9月、国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」を誓い、持続可能で多様性のある社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題に統合的に取り組むSDGs(持続可能な開発目標)が掲げられました。SDGsは、令和12(2030)年を期限とする17のゴールと169のターゲット、また、それらの達成度合いを評価する232の指標で構成されています。

これを受けて、国では、平成28(2016)年5月に内閣総理大臣を本部長とし全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む体制を整え、さらにこの本部の下で、行政、民間セクター、NGO・NPO、有識者、国際機関、各種団体等を含む幅広いステークホルダーによって構成される「SDGs推進円卓会議」における対話を経て、同年12月、今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」を決定しました。

また、民間においてもSDGsの達成に向けた取組は進められており、企業ではこれまでの事業活動が社会へ与える影響に責任を持とうとする考え方(CSR)から、SDGsを本業として取り組むことで社会課題の解決と企業の利益を同時実現する共有価値の創造(CSV)という考え方や、金融の分野でも環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)を重視するESG投資など、環境面への取組を投資の判断材料の一つとして捉える動きが拡大しています。

SDGsでは、「目標11. 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現することや、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保すること、「目標14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用することなど、廃棄物処理に関連する目標が掲げられています。



(出典:国際連合広報センターホームページ)

2 SDGs未来都市～自然と人が創り出す世界に誇る「清流の国ぎふ」～

本県では「地方創生の推進そのものがSDGsの達成に向けたプロセスである」との考え方のもと、その達成に向けた取組を展開しており、令和2(2020)年7月には、環境・経済・社会の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い自治体として、内閣府から「SDGs未来都市」に選定されました。

令和5(2023)年3月に策定された「岐阜県 第2期SDGs未来都市計画」では、令和12(2030)年のあるべき姿を「自然と人が創り出す 世界に誇る『清流の国ぎふ』」とし、環境・経済・社会の諸課題に「オール岐阜」で取り組むことにより、持続可能な「清流の国ぎふ」の実現を目指すこととしています。

3 プラスチック資源循環戦略及び海洋プラスチックごみ対策アクションプランの策定、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの採択

我が国では、これまで多くのプラスチックごみを海外に輸出(平成30(2018)年は約101万トン)をしてきましたが、近年輸出先であるアジア各国で輸入規制が導入・強化され、国内での処理の必要性が高まっています。さらに有害廃棄物の定義や輸出入を規定する国際条約であるバーゼル条約においても、令和元(2019)年5月にはリサイクルに適さない汚れたプラスチックごみを規制対象とする改正が採択され、令和3(2021)年以降は、汚れたプラスチックごみ

を輸出する際には相手国の同意が必要となりました。

令和元(2019)年5月、第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえて「プラスチック資源循環戦略」が策定され、資源・廃棄物制約、海洋ごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則とした戦略を示しています。この政策の一つとして、令和2(2020)年7月からは、ライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的として全国でプラスチック製買物袋の有料化が行われています。

令和元(2019)年5月、海洋プラスチックごみによる環境汚染に対する具体的な取組を示した「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」がまとめられ、「新たな汚染を生み出さない世界」の実現を目指し、経済活動を制約することなく、廃棄物処理制度による回収、ポイ捨て・流出防止、散乱・漂着ごみの回収、イノベーションによる代替素材への転換、途上国支援など、率先して取り組むこととされています。

令和元(2019)年6月には、G20大阪サミットにて「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、共通の世界のビジョンとして、社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む包括的なライフサイクルアプローチを通じて、令和32(2050)年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すとされています。

4 食品ロスの削減の推進に関する法律の施行

日本において、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している現状を受け、令和元(2019)年5月、食品ロス削減推進法が公布されました。

同法は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めることなどにより、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としており、これにより、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減が推進されることになりました。

当県においては、令和4(2022)年3月に、家庭系、事業とともに、平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに食品ロス発生量を半減させる、令和 12(2030)

年度までに、食品ロス削減の取組みを3つ以上行う県民の割合を100%にするといった基本的な目標を掲げた、「岐阜県食品ロス削減推進計画」を策定しました。

5 循環経済ビジョン(2020)や循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行加速化パッケージの策定

経済産業省は、国内外の循環資源の現状と課題についての調査・分析を行い、循環経済ビジョン研究会において議論を重ね、令和2(2020)年5月に「循環経済ビジョン2020」を取りまとめました。

世界的な人口増加と経済成長を背景とした循環経済への転換の必要性に加え、デジタル技術の発展と市場・社会からの環境配慮要請の高まりを受けて、あらゆる産業が、これまでの廃棄物・環境対策としての3Rではなく、「環境と成長の好循環」につなげる新たなビジネスチャンスと捉え、経営戦略・事業戦略として、循環性の高いビジネスモデルへの転換を図ることが重要とされています。

中長期的な産業競争力強化につなげるべく、①循環性の高いビジネスモデルへの転換、②市場・社会からの適正な評価の獲得、③レジリエントな循環システムの早期構築の3つの観点から、今後の循環経済政策の基本的な方向性が提示されています。

令和6(2024)年12月には、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行加速化パッケージが策定され、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行は、廃棄物等を資源として最大限活用し、付加価値を生み出し、新たな成長につながるもので、国家戦略として政府一体となり推進していくこととされました。

6 プラスチック資源循環法の施行

令和4(2022)年4月にはプラスチック資源循環法が施行され、「プラスチック廃棄物の排出の抑制」「再資源化に資する環境配慮設計」「ワンウェイプラスチック使用の合理化」「市町村による分別取集・再商品化」等の基本方針が策定されました。

7 第五次循環型社会形成推進基本計画の策定

令和6(2024)年8月に、循環型社会形成推進基本法に基づく、「第五次循環型社

会形成推進基本計画」(以下「第五次循環基本計画」という。)が策定されました。

第五次循環基本計画では、循環経済への移行により循環型社会を形成することは、我が国が直面する環境・経済・社会それぞれの課題を解決しながら新たな市場を作り国民の暮らしを改善して現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を高めるものであり、持続可能な社会を実現し持続可能な開発目標(SDGs)の達成のためにも重要な要素であるとされています。

8 廃棄物処理法に基づく基本方針の変更

令和7(2025)年2月に、廃棄物処理法に基づく基本方針が変更され、第五次循環基本計画の目標設定の考え方を基本として廃棄物減量化の目標量が設定されたほか、改めて大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における高度な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換をさらに進めていく必要があるとされています。

第3章 廃棄物の現状

本章では、本県の一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量や処理状況を取りまとめたうえ分析し、今後取り組むべき諸課題について整理しています。

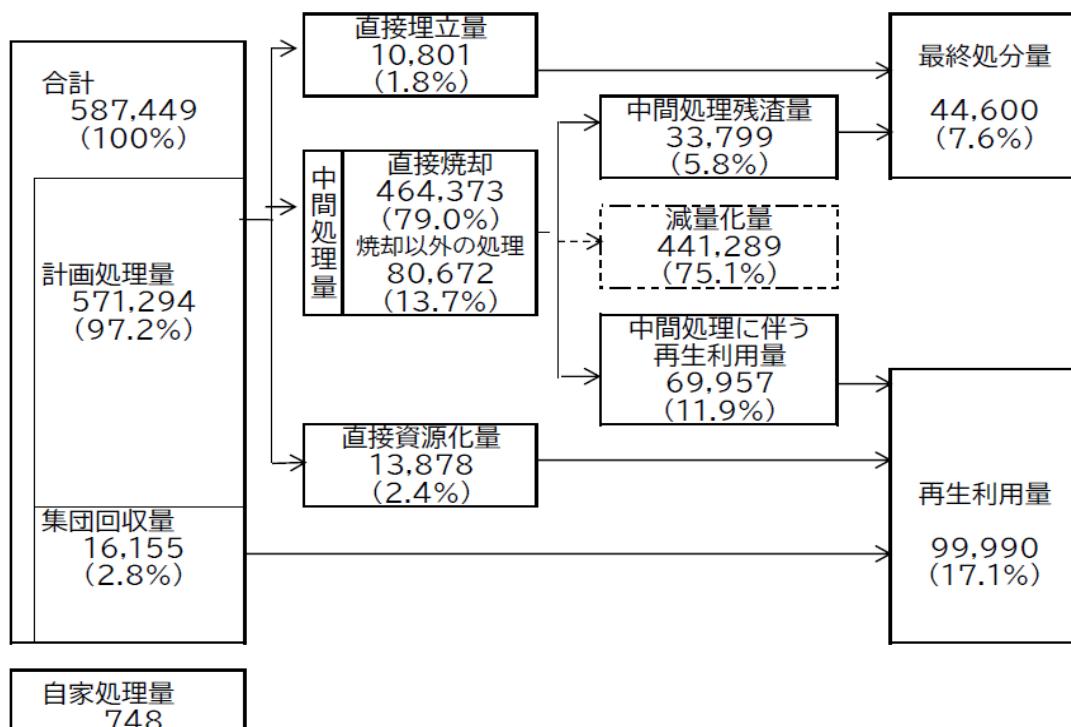
1 廃棄物の排出量及び処理量の現状

(1) 一般廃棄物(民間回収量、し尿を除く)

① 排出・処理状況の全体像

本県の令和5(2023)年度の一般廃棄物の排出・処理状況は、排出量587千トンのうち、焼却等により減量化された量は441千トン(75%)、再生利用されたものは100千トン(17%)、最終処分されたものは45千トン(8%)であり、自家処理量は7百トンとなっています図1

図1 一般廃棄物の全県処理フロー図(2023年度) (単位:トン)



※排出量=計画処理量+集団回収量

※再生利用量=集団回収量+直接資源化量+中間処理に伴う再生利用量

※自家処理量は、一般廃棄物のうち家庭等で自ら処理するごみの量

(出典:令和5年度一般廃棄物処理事業実態調査)

② 一般廃棄物の排出量の推移

県全体の一般廃棄物の排出量は、平成30(2018)年度以降、減少傾向となっています。

一般廃棄物のうち生活系ごみとは、一般家庭から排出されたごみであり、事業系ごみとは、事業所等から排出されたごみです。

生活系ごみの令和5(2023)年度の排出量は390千トンで、平成30(2018)年度に比べ、9.9%減少しています。

事業系ごみの令和5(2023)年度の排出量は181千トンで、平成30(2018)年度(194千トン)に比べ6.5%減少しています。**表3**

表3 一般廃棄物の排出量の推移

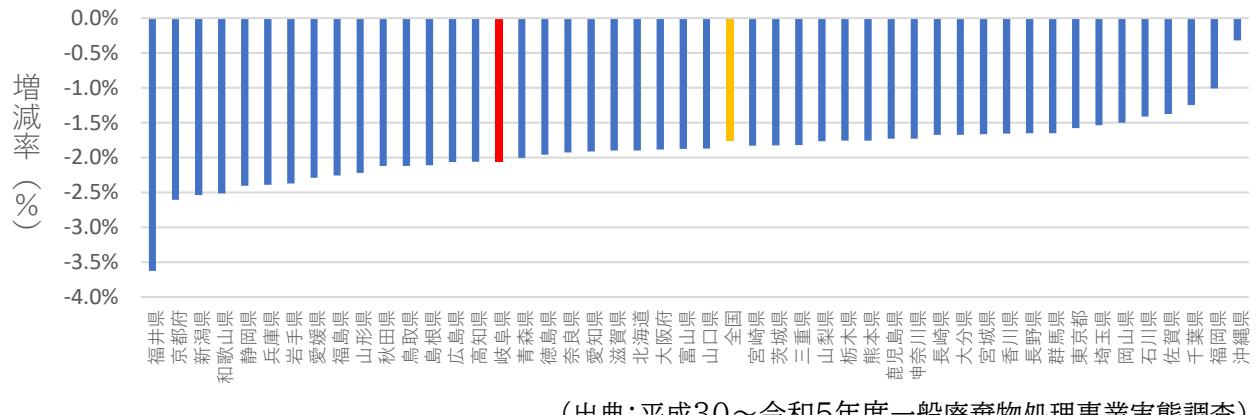
項目	年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
ごみ総排出量	計画収集量(t)	548,995	548,240	538,959	535,329	522,484	503,240
	直接搬入量(t)	67,151	73,692	76,794	72,733	69,909	68,054
	集団回収量(t)	35,941	31,348	18,713	17,524	18,136	16,155
	ごみ総排出量(t) (A)	652,087	653,280	634,466	625,586	610,529	587,449
	生活系ごみ(t)	422,080	424,758	434,286	424,714	410,592	389,844
	事業系ごみ(t)	194,066	197,174	181,467	183,348	181,801	181,450
	集団回収量(t)	35,941	31,348	18,713	17,524	18,136	16,155
	ごみ総排出量(t) (A)	652,087	653,280	634,466	625,586	610,529	587,449
総人口(人) (B)		2,005,181	1,996,003	1,980,394	1,961,625	1,947,992	1,939,480
計画収集人口(人)		2,005,181	1,996,003	1,980,394	1,961,625	1,947,992	1,939,480
自家処理人口(人)		0	0	0	0	0	0
1人1日当たりのごみ排出量(g／人日) (A)/(B)/(365or366)× 1000000		891	894	878	874	859	828

(出典:平成30～令和5年度一般廃棄物処理事業実態調査)

③ 全国における本県の位置

平成30(2018)年度から6年間の一般廃棄物の排出量の増減率を平均すると、本県は 2.1%減であり、減少率が大きい方から16 番目となり、全国平均よりも減少率が大きくなっています。図2

図2 全国における一般廃棄物排出量の増減率(平成30～令和5年度の平均)



(出典:平成30～令和5年度一般廃棄物処理事業実態調査)

④ 生活系ごみと事業系ごみの排出状況

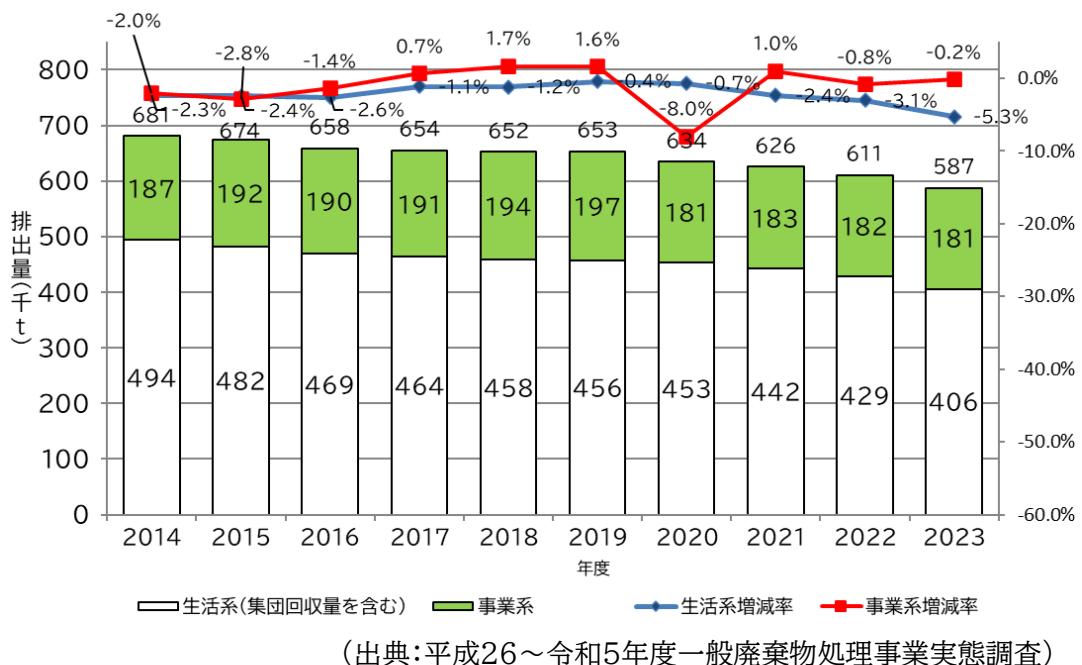
生活系ごみと事業系ごみの割合は、平成30(2018)年度から6年間の平均では、およそ7:3の割合で生活系ごみの割合が大きくなっています。図3

令和5(2023)年度の本県の生活系ごみ排出量は、全国では少ない方から28番目であり、平成30(2018)年度から6年間の増減率の平均値は2.4%減と減少率が高い方から7番目となっており、この間連続して減少傾向にあります。

一方、事業系ごみの排出量は、全国では少ない方から29番目であり、平成30(2018)年度から6年間の増減率の平均値は1.3%減と減少率が高い方から39番目となっており、全体としては減少傾向にあるものの、生活系ごみに比べると減少率は低くなっています。

以上のことから、本県の一般廃棄物の減量化を推進するにあたっては、特に事業系ごみへの取組を強化する必要があります。

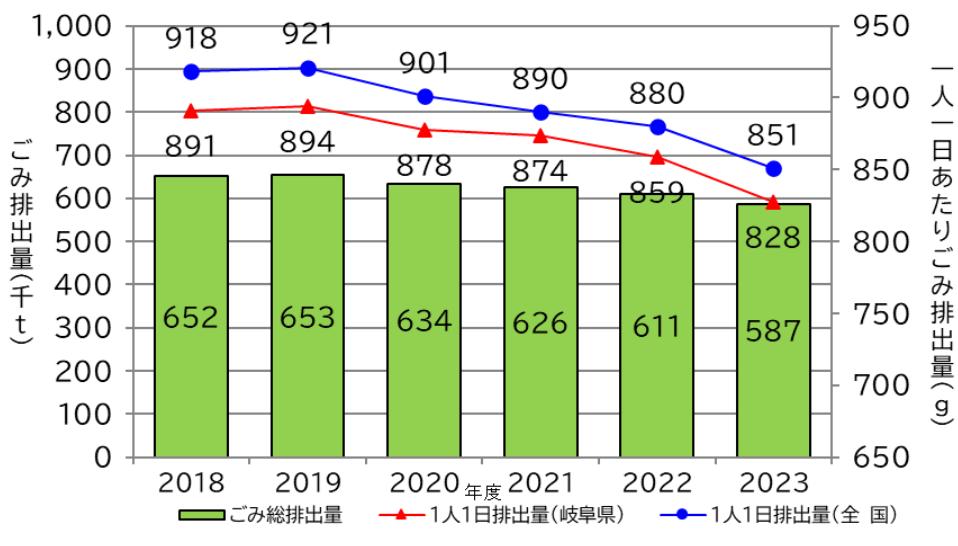
図3 生活系ごみと事業系ごみの排出状況



⑤ 県民1人1日当たりのごみ排出量の推移

県民1人1日当たりのごみ排出量の推移は、全国的に減少傾向にあり、本県も同様の傾向にあります。本県の排出量は、令和5(2023)年度では、県民1人1日当たり828グラムで、全国平均の851グラムを下回っており、平成30(2018)年度(891グラム)に比べ63グラム(約7%)減少しています。図4

図4 一般廃棄物の排出量及び県民1人1日当たりのごみ排出量の推移

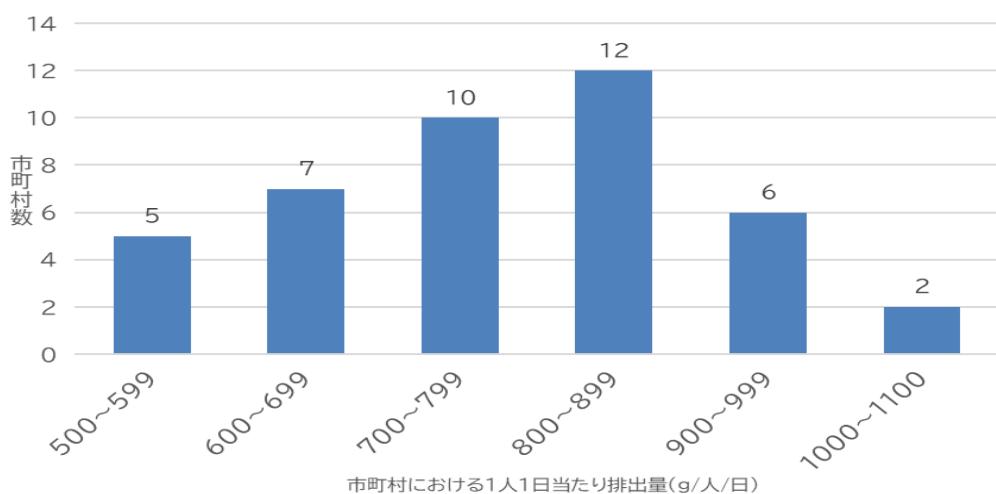


⑥ 市町村における1人1日当たり排出量と増減の状況

県内市町村の令和5(2023)年度の1人1日当たり排出量は、最も少ない自治体では1人1日当たり500グラム台ですが、最も多い自治体は1人1日当たり1,000グラムを超えていました図5

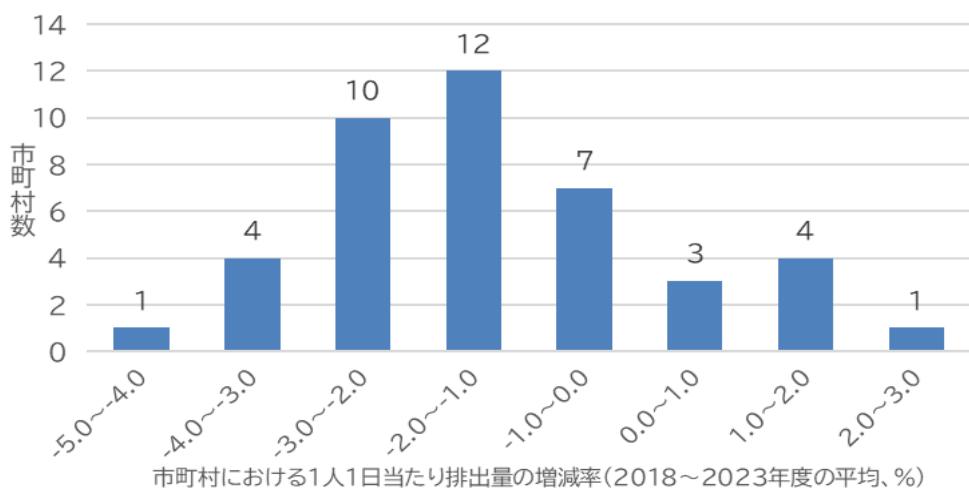
1人1日当たり排出量の平成30(2018)～令和5(2023)年度の6年間増減率は、最も減少率が大きい自治体は5.2%減、最も増加率が大きい自治体は、2.3%増となっており、1人1日当たり排出量と直近6年間の増減率はともに市町村ごとに相違があります。図6

図5 市町村における1人1日当たり排出量(2023年度)



(出典:令和5年度一般廃棄物処理事業実態調査)

図6 市町村における1人1日当たり排出量の増減率(2018～2023年度の平均)



(出典:平成30～令和5年度一般廃棄物処理事業実態調査)

⑦ 一般廃棄物の構成比及び市町村の取組状況

一般廃棄物の構成比は可燃ごみが最も多くなっています。また、プラスチック容器包装を分別していない自治体(A市)及び分別している自治体(B市)のごみの組成調査結果においても同様の状況となっています。**図7**

1人1日当たり排出量における可燃ごみの構成をみると、紙類と生ごみ(食品廃棄物を含む)の割合が大きく、次いでプラスチック類となっています。プラスチック容器包装を分別している自治体は、そうでない自治体と比較して、プラスチックごみの割合が小さく、分別の推進が可燃ごみの削減につながっています。また、可燃ごみ中には、布などの資源物が混在しており、一層の分別の徹底が必要となっています。**図8**

なお、県内市町村においては、プラスチック容器包装を分別している市町村数は39で、分別していない市町村数は3となっています。

市町村の取組状況調査(令和7(2025)年度実施)では、食品廃棄物の削減について、家庭への働きかけを実施している市町村数39、事業者への働きかけを実施している市町村数は9で、令和2(202)年度実施の調査によりも増加傾向ではありますが、引き続き、事業者への取組強化が必要となっています。**図9**

図7 県内市町村の一般廃棄物の構成比

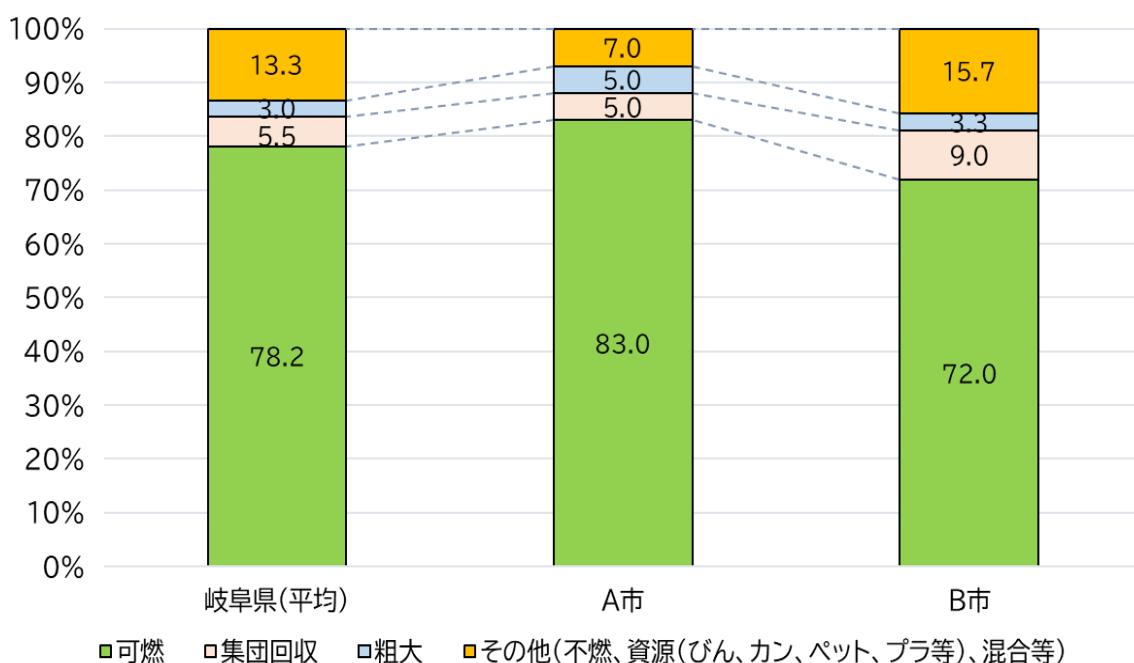


図8 可燃ごみ中の1人1日当たり排出量におけるごみの構成

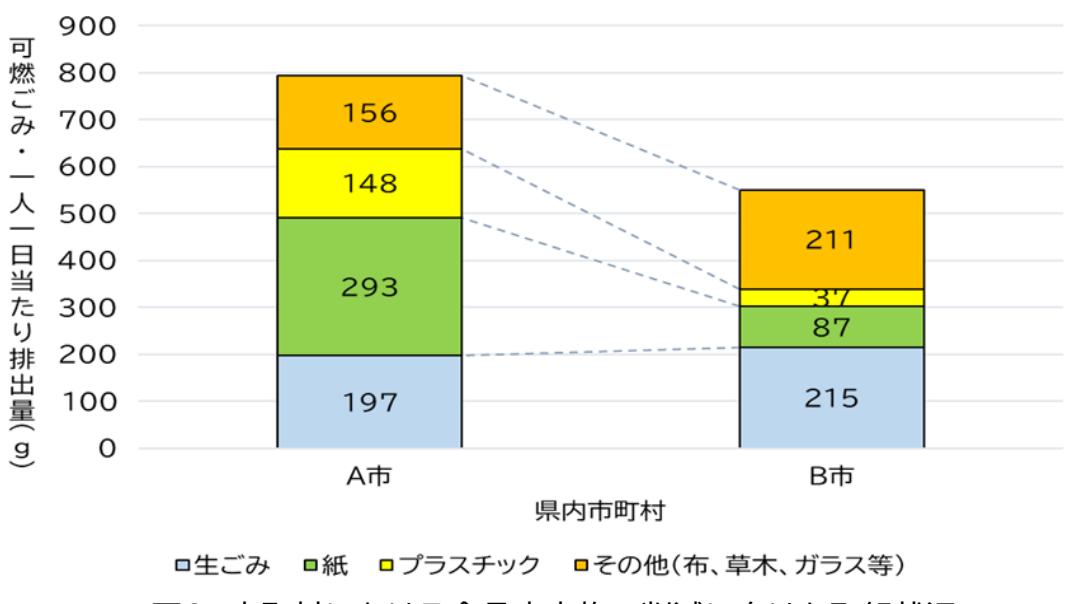
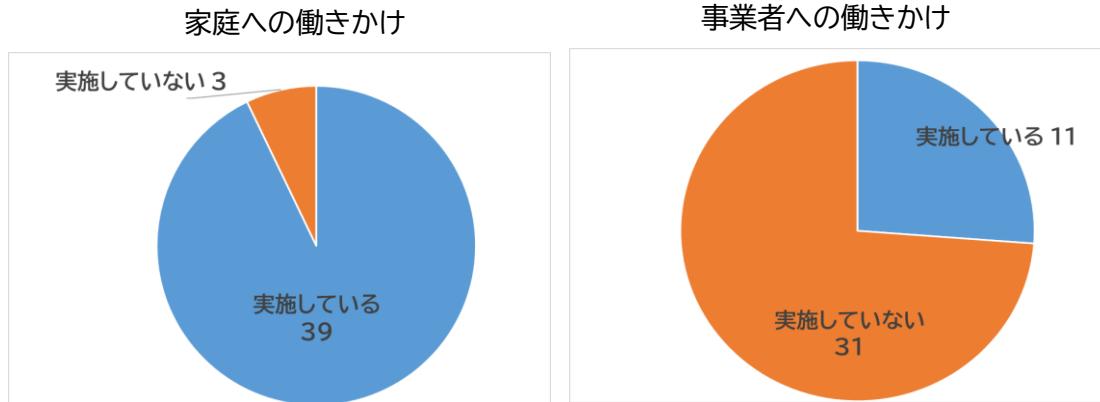


図9 市町村における食品廃棄物の削減に向けた取組状況



※回答市町村:42(全42市町村中)

(出典:県廃棄物対策課調べ)

⑧ 人口減少と高齢化の影響

本県の人口は、令和元(2019)年以降、毎年約1万人ずつ減少しており、今後も減少傾向が続くと推計されています。一般廃棄物排出量についても、近年は減少傾向となっています。表4

また、1人1日当たり排出量は、平成12(2000)年度をピークに減少傾向にあります。高齢者の割合と、1人1日当たり排出量に明確な相関はなく、高齢化の進展によって一般廃棄物排出量がどのように変動するかについては一概には言えない状況です。表5

表4 人口減少と一般廃棄物排出量の推移

項目 年度	201 9	2020	2021	2022	2023	2025	2030
県人口(千人)	1,989	1,979	1,960	1,945	1,930	1,892	1,802
排出量(千トン)	709	702	693	698	696	(615)	(586)

※()内は、1人1日当たり排出量(2018)に推計人口を乗じた排出量推計値

(出典:県統計課調べ、一般廃棄物処理事業実態調査)

表5 本県の高齢化と1人1日当たり排出量の推移

項目	年度	2000	2010	2015	2020	2030
65歳以上(%)		18.2	24.1	28.1	30.4	33.0
うち75歳以上(%)		7.5	11.7	13.6	15.8	20.4
1人1日当たり 排出量(g/人/日)【岐阜県】		918	960	906	878	—
1人1日当たり 排出量(g/人/日)【全国】		1,132	976	939	901	—

※岐阜県人口は平成12(2000)年度をピークに減少に転じている。

(出典:県統計課調べ、一般廃棄物処理事業実態調査)

⑨ 再生利用量及び再生利用率の推移

全国の再生利用量については、市町村による回収量から算出していますが、本県では、それに加え市町村以外の民間事業者による資源物回収量(以下、「民間回収量」という。)の推計も含めた量において、再生利用量の推移を把握することとします。

本県の市町村による回収量は、平成30(2018)年度以降、減少傾向にあり、特に紙類が大きく減少しています。**表6**

また、県内の民間回収量を推計すると、平成30(2018)年度以降、やや減少傾向にあるといえます。**表7**

本県の再生利用率の推移について、この民間回収量を含めて算出すると、平成30(2018)年度の23%をピークにやや減少しています。**図10**

表6 市町村による回収量

(単位:トン)

年度 項目	2018	2019	2020	2021	2022	2023	増減量 (2018比)
再生利用量	118,120	112,314	104,110	84,959	85,014	83,835	▲34,285
紙類	46,587	40,595	29,465	12,307	11,976	10,960	▲35,627
金属類	13,038	12,910	13,575	12,194	11,316	10,681	▲2,357
ガラス類	12,128	11,572	10,935	9,623	9,530	9,325	▲2,803
ペットボトル	4,386	4,376	4,129	3,843	4,173	4,310	▲76
プラスチック類	3,505	3,410	3,618	4,091	7,421	6,940	3,435
布類	2,645	2,595	2,204	1,107	934	825	▲1,820
その他	35,831	36,856	40,184	41,794	39,664	40,794	4,963

(出典:平成30～令和5年度一般廃棄物処理事業実態調査)

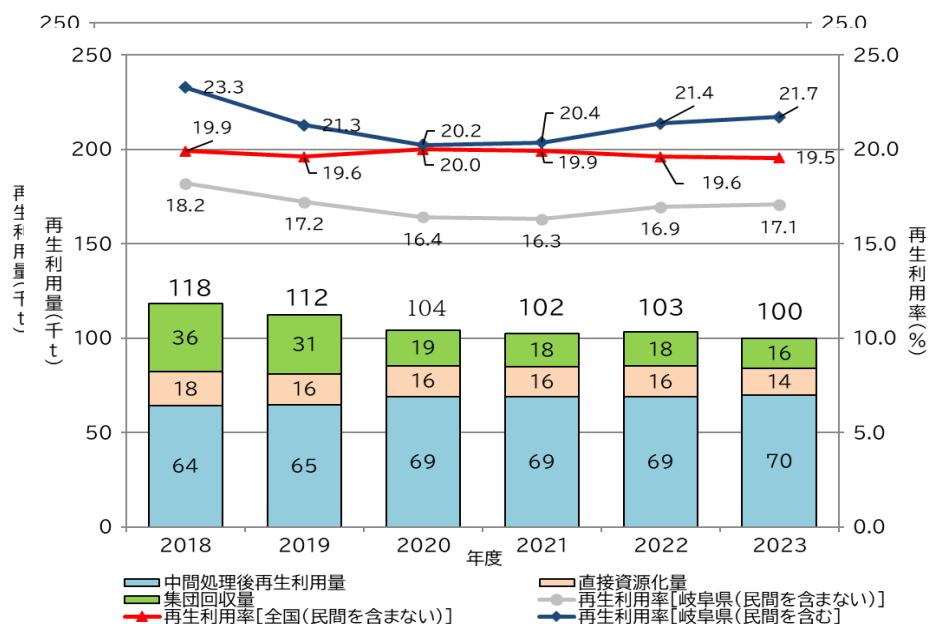
表7 県内の民間回収量(推計)

(単位:千トン)

年度 項目	2018	2019	2020	2021	2022	2023
古紙	39	31	34	29	31	31
ペットボトル	4	2	2	2	3	3
食品トレイ	0.5	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5
牛乳等紙パック	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6
合計(少数以下繰上げ)	44	34	37	32	35	35

(出典:県廃棄物対策課調べ)

図10 再生利用率の推移



(出典:平成30～令和5年度一般廃棄物処理事業実態調査)

(注)再生利用率(%)= 市町村による資源化を含む再生利用量(+民間回収量)

市町村名	リサイクル率					分別数
	R元	R2	R3	R4	R5	
岐阜市	11.6	10.8	10.8	13.5	12.6	12
大垣市	19.6	18.5	18.0	18.0	18.0	12
高山市	16.3	16.1	15.8	16.3	15.7	9
多治見市	17.3	14.4	14.4	16.9	17.5	24
関市	15.6	12.2	11.4	11.7	11.7	10
中津川市	16.5	15.7	15.0	13.8	14.4	12
美濃市	15.3	14.1	11.1	10.3	11.2	12
瑞浪市	13.4	16.7	17.1	17.0	16.5	24
羽島市	18.9	19.5	22.0	18.9	16.6	17
恵那市	56.3	58.2	58.0	57.2	59.3	12
美濃加茂市	20.1	5.2	15.1	15.9	15.2	9
土岐市	11.2	11.1	11.0	11.6	10.8	15
各務原市	28.0	26.9	25.4	26.3	26.7	14
可児市	14.1	20.6	19.1	19.2	18.7	26
山県市	12.0	12.5	9.3	10.2	9.5	13
瑞穂市	14.0	16.3	16.2	17.2	17.9	16
飛騨市	21.4	20.5	20.0	20.5	20.2	18
本巣市	17.0	15.8	15.1	15.4	14.8	15
郡上市	16.9	13.2	13.0	13.0	12.5	29
下呂市	11.2	13.4	10.8	6.6	10.8	10
海津市	18.9	16.1	15.9	15.2	14.2	14

市町村名	リサイクル率					分別数
	R元	R2	R3	R4	R5	
岐南町	22.4	21.2	21.7	21.7	28.9	20
笠松町	22.8	21.8	22.7	23.9	24.3	16
養老町	15.1	11.7	10.8	11.6	10.6	12
垂井町	9.0	10.0	8.8	9.2	9.2	14
閑ヶ原町	17.4	18.5	17.0	19.0	17.9	14
神戸町	13.3	13.8	12.8	12.6	14.0	14
輪之内町	25.7	25.0	24.7	23.8	25.6	22
安八町	12.1	12.0	10.7	10.1	11.6	12
揖斐川町	16.6	18.2	17.1	16.3	16.3	22
大野町	6.3	6.3	6.4	6.1	19.3	19
池田町	19.7	19.0	18.1	18.6	16.8	27
北方町	16.8	17.6	15.9	15.0	15.5	20
坂祝町	9.3	17.4	16.4	16.3	21.1	16
富加町	11.1	8.9	6.8	7.7	6.1	17
川辺町	19.4	25.0	21.8	23.3	22.1	17
七宗町	24.4	22.4	31.2	28.1	26.2	12
八百津町	16.1	13.4	21.3	23.7	22.1	15
白川町	21.7	18.9	18.5	17.5	25.8	13
東白川村	37.4	41.2	42.3	39.0	36.8	12
御嵩町	13.8	10.7	21.6	20.5	21.3	25
白川村	26.8	34.8	80.1	28.7	27.3	13

(出典:令和5年度一般廃棄物処理事業実態調査)

⑩ 最終処分量及び最終処分率の推移

令和5(2023)年度の最終処分量は45千トンであり、令和4(2022)年度に増加に転じたものの、全体として緩やかに減少しています。1人1日当たりの最終処分量についても、平成30(2018)年度の(69グラム/人/日)から、令和5(2023)年度の(63グラム/人/日)となり、減少傾向にあります。**表8** **表9** **図11**

表8 最終処分量の推移

(単位:トン)

年度 項目	2018	2019	2020	2021	2022	2023
直接埋立	7,551	8,327	8,763	9,502	10,125	10,801
焼却残渣	37,143	36,770	34,525	33,525	32,050	30,486
焼却以外の処理残渣	5,485	4,182	3,812	2,970	4,240	3,313
合計	50,179	49,279	47,100	45,997	46,415	44,600

(出典:平成30～令和5年度一般廃棄物処理事業実態調査)

表9 最終処分率の推移

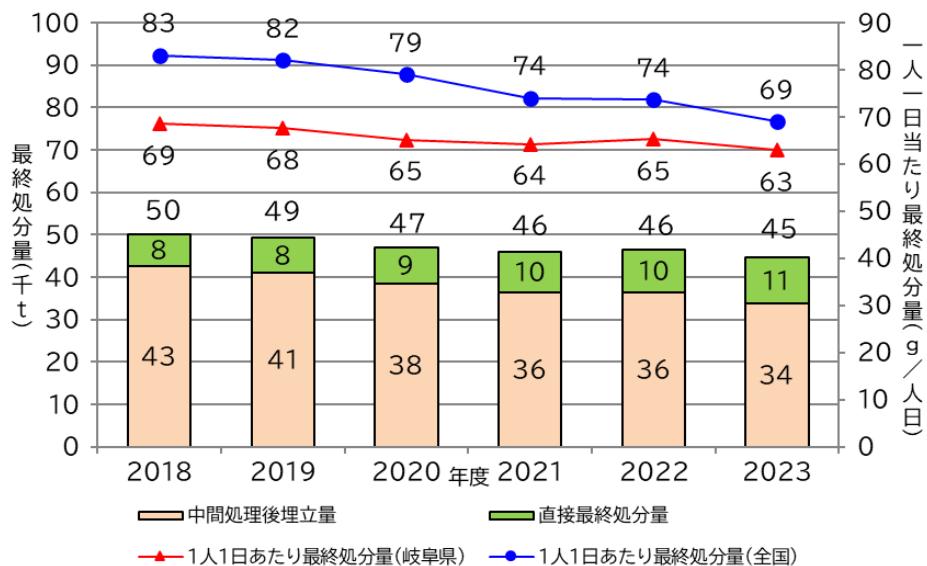
(単位:%)

年度 項目	2018	2019	2020	2021	2022	2023
岐阜県	7.7	7.5	7.4	7.3	7.6	7.6
全国	9.0	8.9	8.7	8.4	8.4	8.1

(出典:平成30～令和5年度一般廃棄物処理事業実態調査)

(注)最終処分率(%)=(最終処分量／一般廃棄物排出量)×100

図11 最終処分量と1人1日当たりの最終処分量の推移

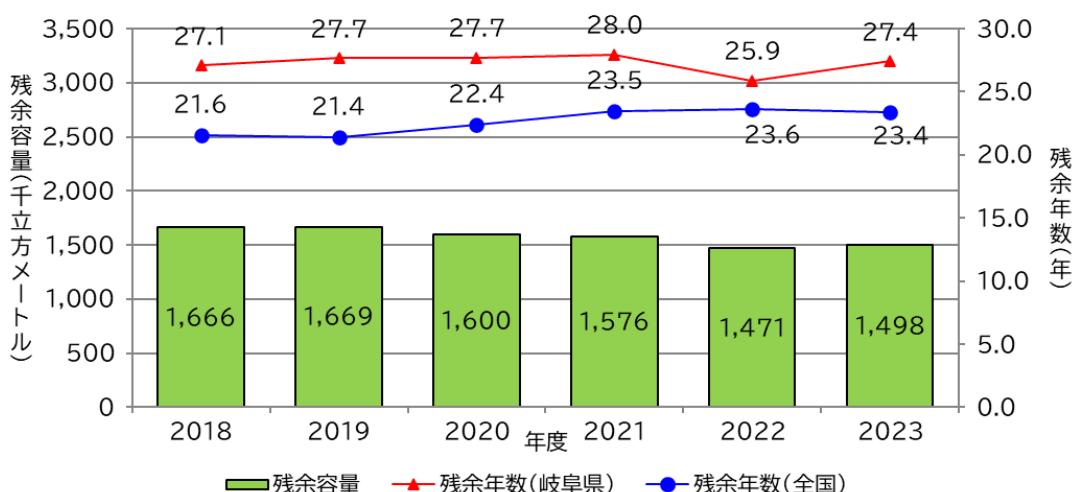


(出典:平成30～令和5年度一般廃棄物処理事業実態調査)

⑪ 最終処分場の残余容量と残余年数

一般廃棄物最終処分場の残余容量と残余年数について、残余容量は減少傾向にありますが、残余年数は全国平均を上回って推移しています。図12

図12 一般廃棄物最終処分場の残余容量と残余年数の推移



(出典:平成30～令和5年度一般廃棄物処理事業実態調査)

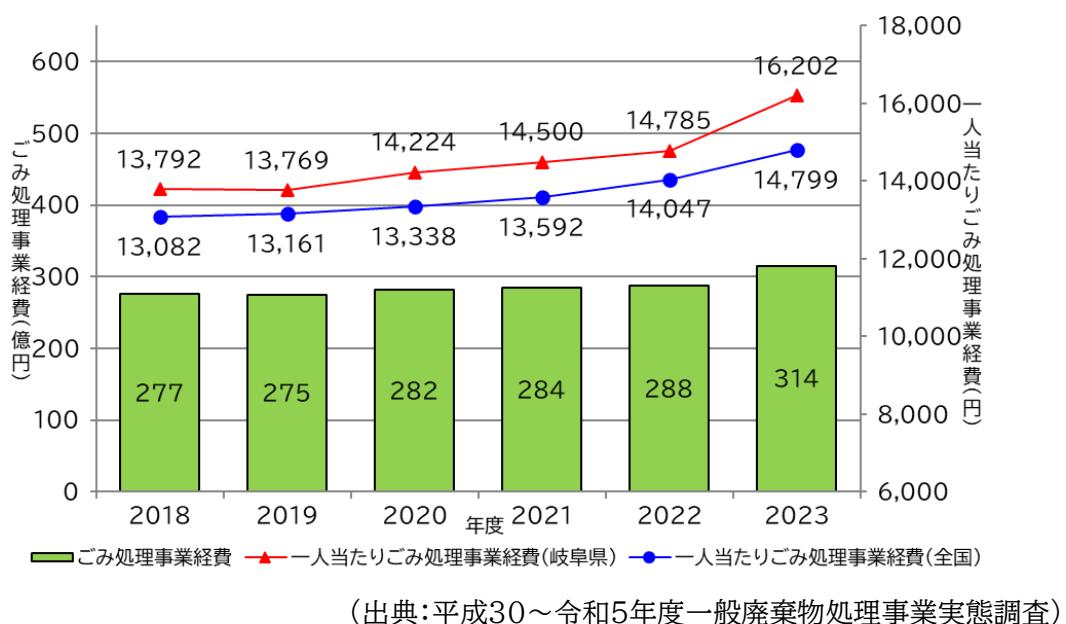
当該年度末の残余容量

$$(注)残余年数 = \frac{\text{当該年度末の残余容量}}{\text{当該年度の最終処分量} / \text{埋立ごみ比重}(0.8163)}$$

⑫ ごみ処理事業経費の推移

令和5(2023)年度ごみ処理事業経費(一般廃棄物処理施設の建設改良費及びし尿処理事業経費を除いた経費)は314億2,387万円で、県民1人当たりの1年間のごみ処理事業経費は16,202円となっています。県民1人当たりの年間ごみ処理事業経費の推移は、平成30(2018)年度以降増加傾向にあり、全国平均より高い値となっています。図13

図13 ごみ処理事業経費(建設改良費等を除く)の推移



(2) 産業廃棄物

① 産業廃棄物の種類別排出量とその推移

本県の令和5(2023)年度の産業廃棄物排出量は4,463千トンで、種類別では、多い順に有機性汚泥が1,669千トン(37.4%)で最も多く、次いで、家畜ふん尿の890千トン(19.9%)、がれき類 876 千トン(19.6%)、ガラス等くずが189千トン(4.2%)、廃プラスチック類が139千トン(3.1%)、木くずが130千トン(2.9%)となっており、この上位6品目で総排出量の8割以上を占めています。

表10 図14

表10 産業廃棄物の種類別排出状況

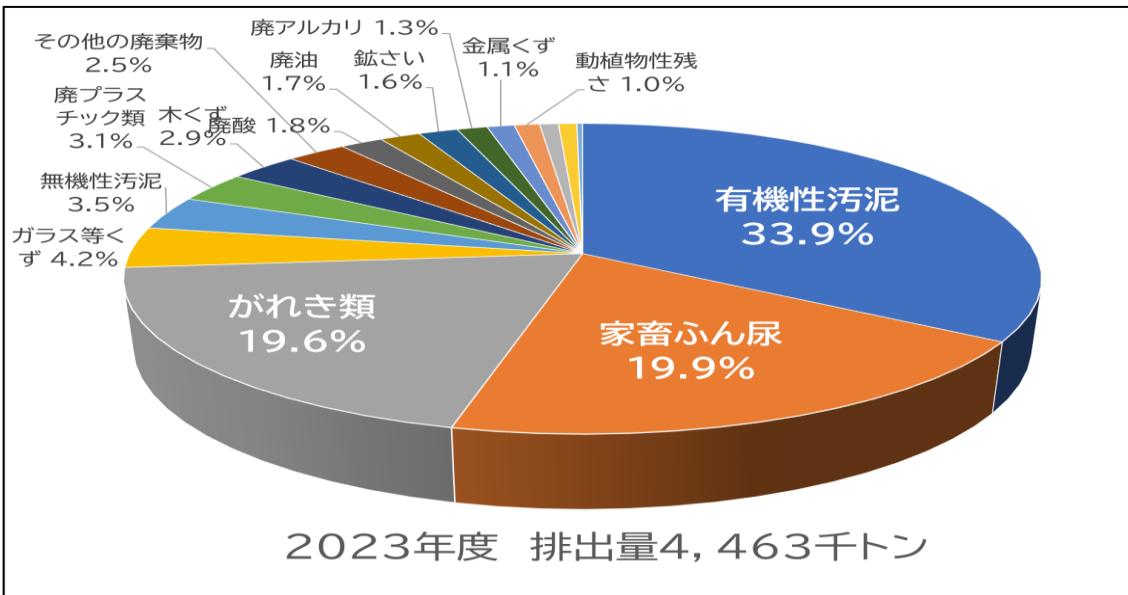
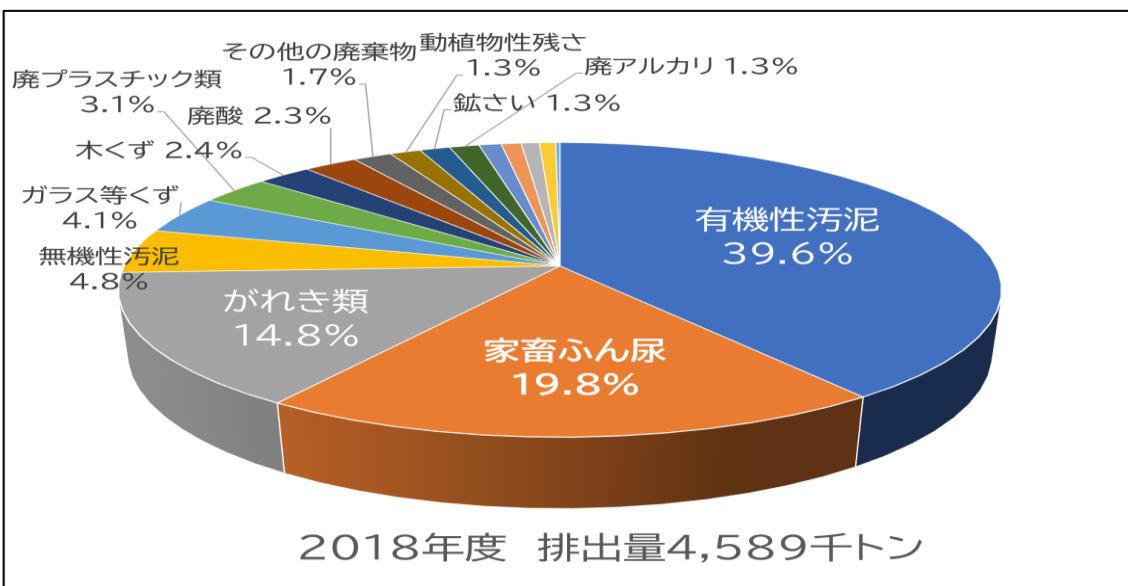
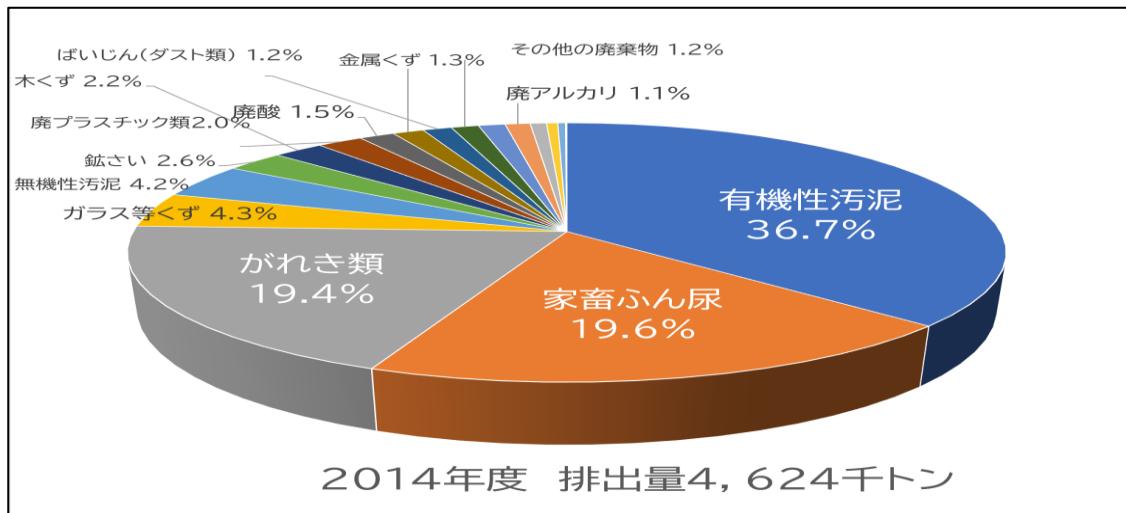
(単位:トン)

年度 廃棄物の種類		2014		2018		2023	
		排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比
燃え殻		22,189	0.5%	35,518	0.8%	34,396	0.8%
汚泥	有機性汚泥	1,694,909	36.7%	1,818,478	39.6%	1,514,751	33.9%
	無機性汚泥	194,785	4.2%	221,932	4.8%	154,747	3.5%
廃油		32,302	0.7%	39,134	0.9%	74,583	1.7%
廃酸		70,677	1.5%	105,613	2.3%	78,521	1.8%
廃アルカリ		49,596	1.1%	58,444	1.3%	55,812	1.3%
廃プラスチック類		91,104	2.0%	141,015	3.1%	139,167	3.1%
紙くず		15,362	0.3%	8,509	0.2%	10,518	0.2%
木くず		101,934	2.2%	109,546	2.4%	129,834	2.9%
繊維くず		1,103	0.0%	906	0.0%	508	0.0%
動植物性残さ		53,090	1.1%	60,396	1.3%	46,401	1.0%
動物系固形不要物		0	0.0%	0	0.0%	915	0.0%
ゴムくず		737	0.0%	205	0.0%	186	0.0%
金属くず		62,177	1.3%	43,475	0.9%	50,055	1.1%
ガラス等くず		197,779	4.3%	188,489	4.1%	188,967	4.2%
鉱さい		118,146	2.6%	59,164	1.3%	72,057	1.6%
がれき類		899,190	19.4%	678,897	14.8%	875,722	19.6%
家畜ふん尿		906,183	19.6%	910,106	19.8%	890,277	19.9%
家畜の死体		800	0.0%	721	0.0%	635	0.0%
ばいじん(ダスト類)		57,575	1.2%	31,842	0.7%	33,605	0.8%
その他の廃棄物		54,800	1.2%	76,196	1.7%	110,915	2.5%
合計		4,624,437	100%	4,588,584	100%	4,462,573	100.0%
(農業系廃棄物を除く)		3,716,926		3,676,552		3,571,225	

※端数処理の関係で、合計は一致しない。

(出典:平成27、令和元、令和6年度度産業廃棄物処理動向調査)

図14 産業廃棄物の種類別排出量



② 産業廃棄物の業種別排出量とその推移

産業廃棄物の業種別排出量をみると、排出量が最も多いのは製造業1,422千トン(31.9%)、次いで建設業の1,121千トン(25.1%)、電気・水道業の951千トン(21.3%)、農業の891千トン(20.0%)となっています。

前回調査を行った2018年(平成30年)度に比べ、主に、建設業や電気・水道業の構成割合が増加し、製造業(特に、パルプ・紙・紙加工品製造業)や卸・小売業が減少しています。**表11 図15**

表11 産業廃棄物の業種別排出量

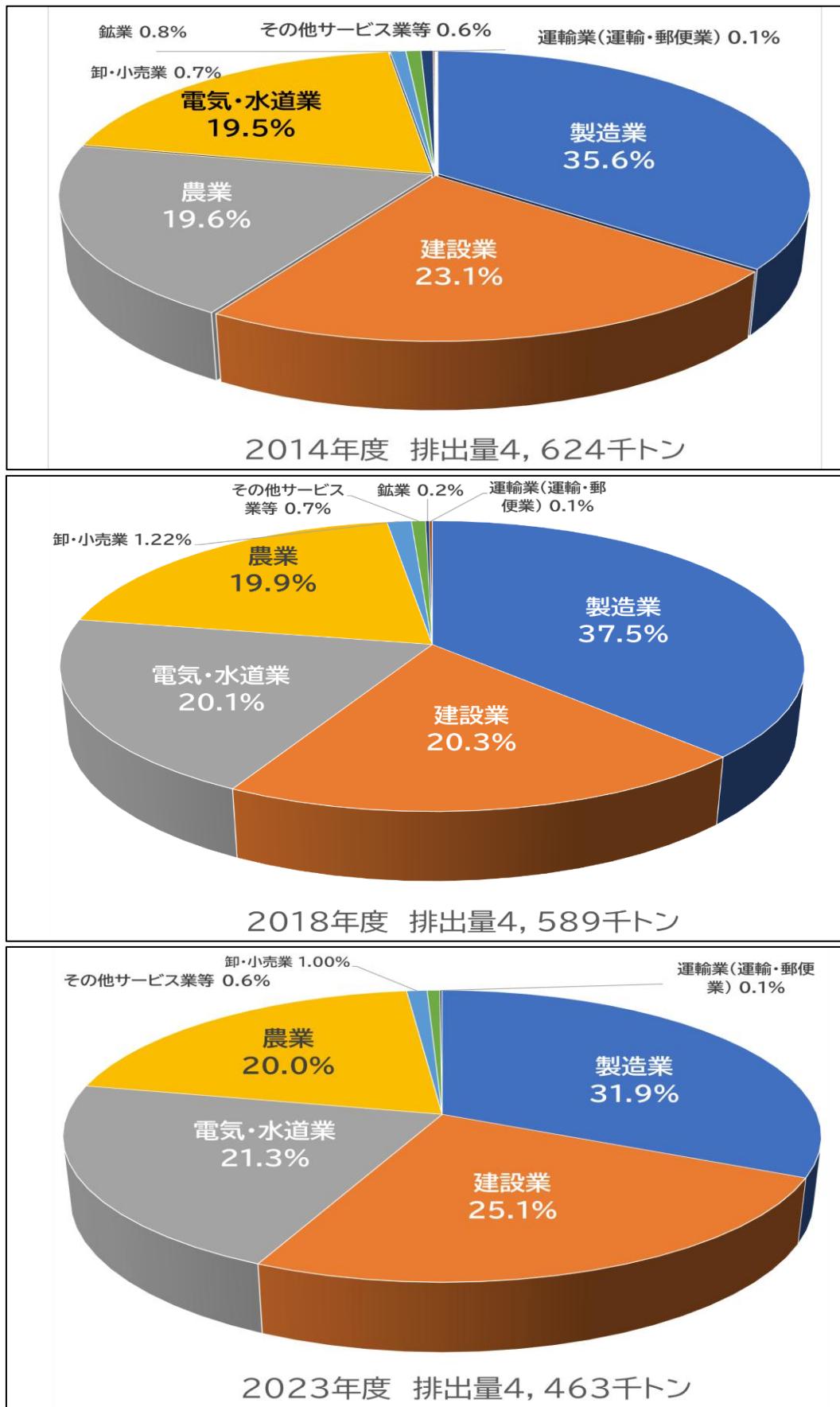
(単位:トン)

業種	年度		2014		2018		2023	
	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比
農業	907,511	19.6%	912,302	19.9%	891,348	20.0%		
鉱業	35,619	0.8%	8,450	0.2%	253	0.0%		
建設業	1,067,999	23.1%	930,731	20.3%	1,120,546	25.1%		
製造業	1,646,611	35.6%	1,721,750	37.5%	1,421,895	31.9%		
電子部品・デバイス・電子回路製造業	75,787	1.6%	70,872	1.5%	125,346	2.8%		
パルプ・紙・紙加工品製造業	673,563	14.6%	795,201	17.3%	574,338	12.9%		
プラスチック製品製造業	89,969	1.9%	138,123	3.0%	97,093	2.2%		
化学工業	69,348	1.5%	80,295	1.7%	66,025	1.5%		
窯業・土石製品製造業	224,153	4.8%	263,067	5.7%	229,149	5.1%		
その他製造業	513,791	11.1%	374,191	8.2%	329,944	7.4%		
電気・水道業	900,446	19.5%	920,109	20.1%	951,060	21.3%		
運輸業(運輸・郵便業)	3,641	0.1%	6,819	0.1%	4,961	0.1%		
卸・小売業	34,475	0.7%	56,080	1.2%	44,795	1.0%		
その他サービス業等	28,136	0.6%	32,612	0.7%	27,718	0.6%		
全業種合計	4,624,437	100%	4,588,854	100%	4,462,573	100%		
(農業系廃棄物を除く)	3,716,926		3,676,552		3,571,225			

※端数処理の関係で、合計は一致しない。

(出典:平成27、令和元、令和6年度産業廃棄物処理動向調査)

図15 産業廃棄物の業種別排出量

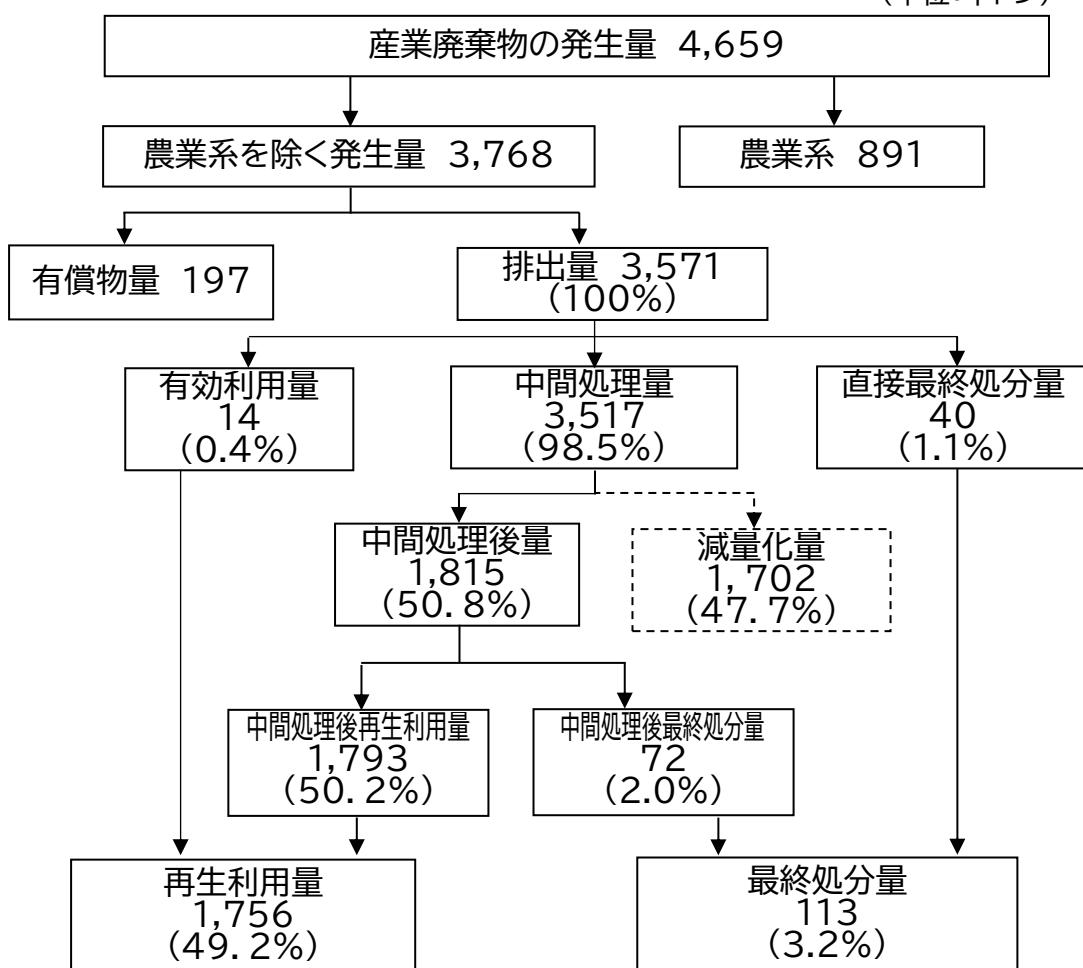


③ 産業廃棄物の排出・処理状況の全体像

本県の令和5(2023)年度の産業廃棄物の処理状況は、農業系廃棄物を除く産業廃棄物の発生量(3,768千トン)から有償物量(197千トン)を除いた3,3,571千トンが排出されています。再生利用量は1,756千トン(49.2%)、焼却、脱水等により減量化された量は1,702千トン(47.7%)となり、最終処分された量は113千トン(3.2%)となっています。**図16**

図16 産業廃棄物の全県処理フロー図(2023年度)

(単位:千トン)



(出典:令和6年度産業廃棄物処理動向調査)

④ 産業廃棄物の種類別処理状況(農業系廃棄物を除く)

令和5(2023)年度の産業廃棄物の種類別処理状況については、次のとおりです。**表12** **表13** **図17** **図18**

ア 再生利用の状況

再生利用された量は1,756千トンで、産業廃棄物排出量の49.2%に相当します。

再生利用率の最も高い種類は、がれき類(99.7%)です。

イ 減量化の状況

焼却、脱水等で減量化された量は1,702千トンで、産業廃棄物排出量の47.7%に相当します。

減量化率の最も高い種類は、汚泥類(89.2%)です。

ウ 最終処分の状況

最終処分されたものは113千トンで、産業廃棄物排出量の3.2%となっています。

最終処分率が最も高い種類は、廃プラスチック類で23千トンが最終処分されています。

表12 産業廃棄物の処理・処分状況(農業系廃棄物を除く)

(単位:トン)

年度 処理状況	排出量	再生利用量	減量化量		最終処分量		直接最終処分量		
			構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	
2014	3,716,926	1,797,436	48.4%	1,793,740	48.3%	125,750	3.4%	23,455	0.6%
2018	3,676,552	1,496,220	40.7%	2,053,965	55.9%	126,366	3.4%	36,103	1.0%
2023	3,571,225	1,756,352	49.2%	1,702,009	47.7%	112,855	3.2%	37,416	1.0%

※端数処理の関係で、合計は一致しない。

(出典:平成27、令和元年、令和6年度産業廃棄物処理動向調査)

表12-2 産業廃棄物の処理・処分状況(農業系廃棄物を除く)

(単位:トン)

種類	2018					2023						
	排出量(t)		再生利用量(t)		減量化量(t)	排出量(t)		再生利用量(t)		減量化量(t)		
	割合		再生利用率		減量化率	割合		再生利用率		減量化率		
合計	3,677,273	100.0	1,496,220	40.7	2,054,621	55.9	3,571,860	100.0	1,756,352	49.2	1,702,592	47.7
燃え殻	35,518	1.0	28,199	79.4	1,988	5.6	34,396	1.0	10,900	31.7	1,526	4.4
汚泥	2,040,410	55.5	176,209	8.6	1,837,839	90.1	1,669,499	46.7	164,398	9.8	1,489,176	89.2
有機性汚泥	1,818,478		121,931	6.7	1,682,661	92.5	1,514,751		107,222	7.1	1,400,138	92.4
無機性汚泥	221,932		54,277	24.5	155,178	69.9	154,747		57,176	36.9	89,038	57.5
廃油	39,134	1.1	16,522	42.2	20,558	52.5	74,583	2.1	53,601	71.9	20,370	27.3
一般廃油	31,692		12,555	39.6	17,330	54.7	68,400		51,474	75.3	16,378	23.9
油でい	1,010		333	33.0	607	60.2	863		339	39.3	497	57.6
その他	6,433		3,634	56.5	2,621	40.7	5,320		1,788	33.6	3,495	65.7
廃酸	105,613	2.9	14,416	13.6	86,010	81.4	78,521	2.2	15,862	20.2	62,146	79.1
廃アルカリ	58,444	1.6	8,952	15.3	47,952	82.0	55,812	1.6	9,453	16.9	43,613	78.1
廃プラスチック類	139,810	3.8	101,244	72.4	11,869	8.5	138,731	3.9	97,000	69.9	18,565	13.4
廃プラスチック	129,986		91,940	70.7	11,350	8.7	134,290		92,264	68.7	18,684	13.9
廃タイヤ	11,029		10,372	94.0	642	5.8	4,877		4,877	100.0	0	0.0
紙くず	8,509	0.2	7,699	90.5	762	9.0	10,518	0.3	9,840	93.6	600	5.7
木くず	109,546	3.0	97,209	88.7	10,812	9.9	129,834	3.6	98,536	75.9	30,383	23.4
繊維くず	906	0.0	671	74.1	140	15.5	508	0.0	261	51.4	196	38.5
動植物性残さ	60,396	1.6	49,347	81.7	10,745	17.8	46,401	1.3	44,648	96.2	1,716	3.7
動物系固形不要物	0	0.0	0	-	0	-	915	0.0	653	71.4	179	19.6
ゴムくず	205	0.0	6	3.1	4	1.9	186	0.0	180	96.9	5	2.8
金属くず	43,475	1.2	42,858	98.6	0	0.0	50,055	1.4	47,682	95.3	187	0.4
ガラスくず等	188,489	5.1	167,975	89.1	2,689	1.4	188,967	5.3	167,133	88.4	4,452	2.4
鉱さい	59,164	1.6	54,009	91.3	0	0.0	72,057	2.0	64,477	89.5	0	0.0
がれき類	678,897	18.5	662,876	97.6	0	0.0	875,722	24.5	872,745	99.7	0	0.0
コンクリート片	361,372		354,237	98.0	0	0.0	438,825		438,131	99.8	0	0.0
廃アスファルト	287,597		287,098	99.8	0	0.0	403,723		403,723	100.0	0	0.0
その他	29,928		21,541	72.0	0	0.0	33,174		30,892	93.1	0	0.0
ばいじん	31,842	0.9	30,149	94.7	0	0.0	33,605	0.9	33,577	99.9	0	0.0
家畜の死体	721	0.0	0	0.0	664	92.0	635	0.0	0	0.0	584	92.0
建設混合廃棄物	36,117	1.0	23,147	64.1	38	0.1	41,498	1.2	30,227	72.8	0	0.0
特別管理産業廃棄物	40,079	1.1	14,732	36.8	22,551	56.3	69,417	1.9	35,178	50.7	28,893	41.6
感染性廃棄物	9,041		575	6.4	7,511	83.1	8,745		882	10.1	7,240	82.8
その他	31,038		14,157	45.6	15,040	48.5	60,672		34,296	56.5	21,653	35.7

(出典:令和元年、令和6年度産業廃棄物処理動向調査)

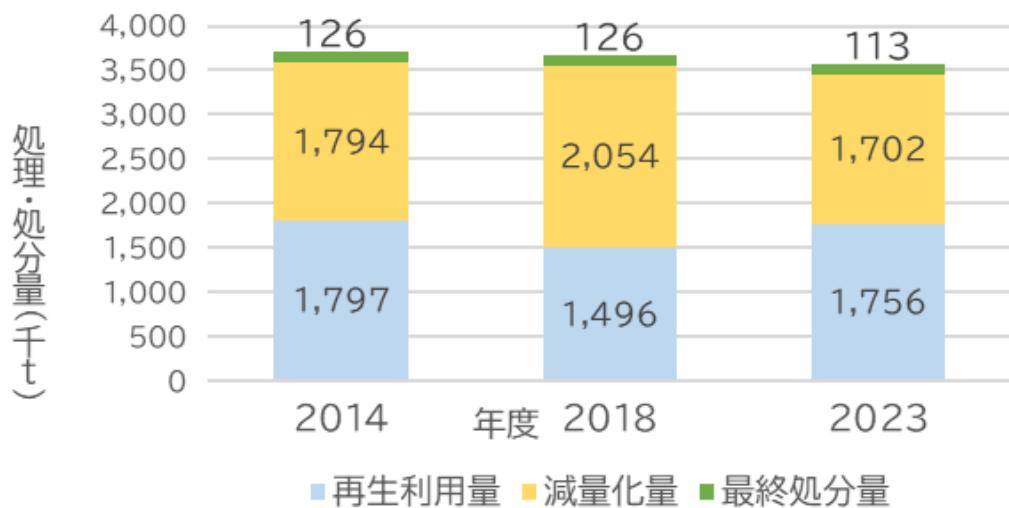
表13 産業廃棄物の種類別処理状況(2023年度:農業系廃棄物を除く)
(単位:トン)

種類	処理状況 排出量	再生利用量		減量化量		最終処分量		直接最終処分量	
			構成比		構成比		構成比		構成比
燃え殻	34,396	10,900	31.7%	1,526	4.4%	21,964	63.9%	1,422	4.1%
汚泥	1,669,499	164,398	9.8%	1,489,176	89.2%	15,924	1.0%	6,103	0.4%
廃油	74,583	53,601	71.9%	20,370	27.3%	608	0.8%	0	0.0%
廃酸	78,521	15,862	20.2%	62,146	79.1%	512	0.7%	0	0.0%
廃アルカリ	55,812	9,453	16.9%	43,613	78.1%	2,746	4.9%	0	0.0%
廃プラスチック類	138,731	97,000	69.9%	18,565	13.4%	23,166	16.7%	5,324	3.8%
紙くず	10,518	9,840	93.6%	600	5.7%	77	0.7%	7	0.1%
木くず	129,834	98,536	75.9%	30,383	23.4%	915	0.7%	130	0.1%
繊維くず	508	261	51.4%	196	38.6%	51	10.0%	35	6.9%
動植物性残さ	46,401	44,648	96.2%	1,716	3.7%	37	0.1%	0	0.0%
動物系固形不要物	915	653	71.4%	179	19.6%	83	9.1%	0	0.0%
ゴムくず	186	180	96.8%	5	2.7%	1	0.5%	0	0.0%
金属くず	50,055	47,682	95.3%	187	0.4%	2,186	4.4%	82	0.2%
ガラス等くず	188,967	167,133	88.4%	4,452	2.4%	17,382	9.2%	12,786	6.8%
鉱さい	72,057	64,477	89.5%	0	0.0%	7,580	10.5%	7,517	10.4%
がれき類	875,722	872,745	99.7%	0	0.0%	2,977	0.3%	546	0.1%
ばいじん	33,605	33,577	99.9%	0	0.0%	28	0.1%	27	0.1%
その他の廃棄物	110,915	65,405	59.0%	28,893	26.0%	16,616	15.0%	3,437	3.1%
合計	3,571,225	1,756,352	49.2%	1,702,009	47.7%	112,855	3.2%	37,416	1.0%

※端数処理の関係で合計は一致しない。

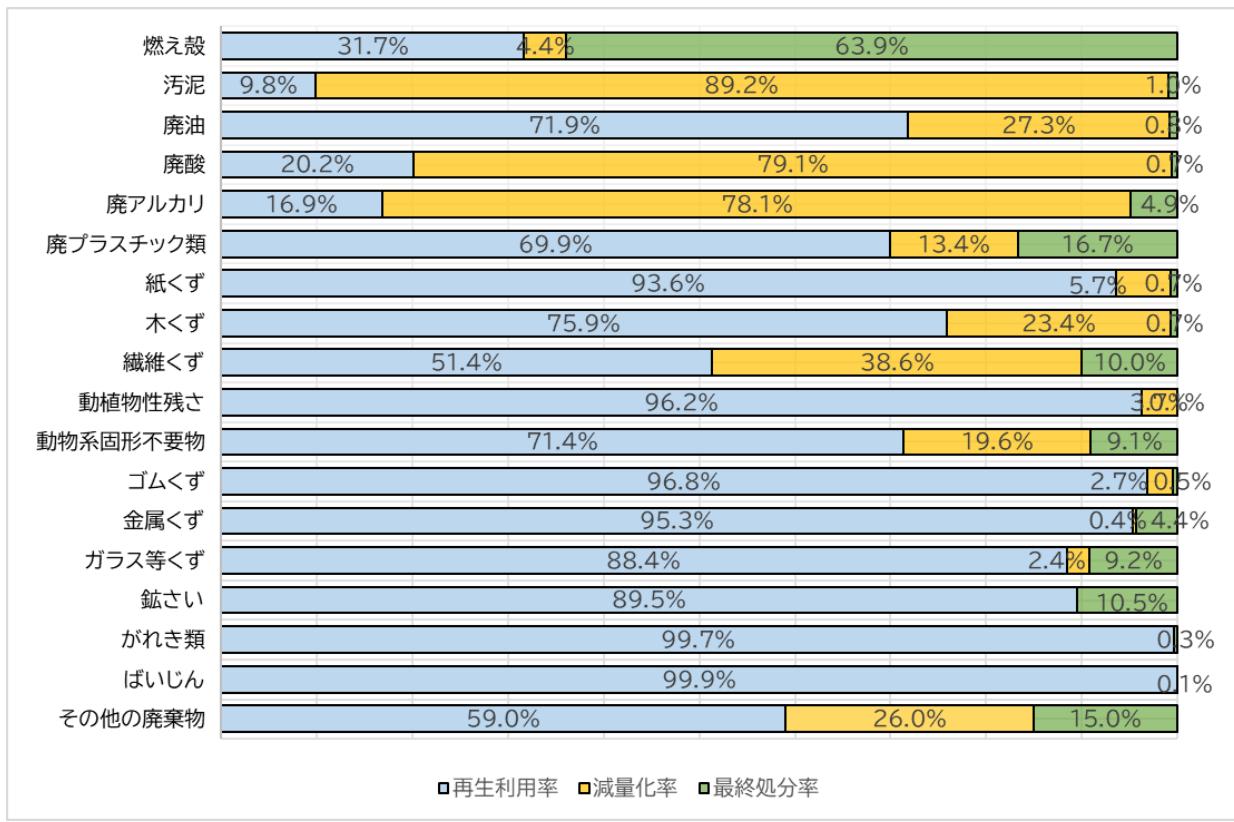
(出典:令和6年度産業廃棄物処理動向調査)

図17 産業廃棄物の処理・処分状況(農業系廃棄物を除く)



(出典:平成27、令和元年、令和6年度産業廃棄物処理動向調査)

図18 産業廃棄物の種類別処理状況(2023年度:農業系廃棄物を除く)



(出典:令和6年度産業廃棄物処理動向調査)

⑤ 産業廃棄物排出量等の増減の要因

排出量については、建設業からの排出量が増加しているものの、製造業からの排出量が減少したことにより、排出量全体の増加が抑制されていると推測されます。再生利用率については、製造業や建設業等における再生利用率の増加にあり、再生利用率全体が増加していると推測されます。最終処分量については、再生利用率の増加に伴い、最終処分量全体が減少したものと推測されます。

表14

表14 産業廃棄物排出量等の増減の要因

項目	増減の主な要因
排出量	<ul style="list-style-type: none"> ○汚泥の排出量が減少 (2018年度:2,040千トン →2023年度:1,669千トン(▲371千トン)) ○製造業の排出量が減少 (2018年度:1,722千トン →2023年度:1,422千トン(▲299千トン)) ○情報通信業の排出量が減少 (2018年度:2千トン →2023年度:0.092千トン(▲1.9千トン))
再生利用率	<ul style="list-style-type: none"> ○製造業に係る再生利用率の増加 (2018年度:31.6% →2023年度:41.9%(+10.3%)) ○建設業に係る再生利用率の増加 (2018年度:89.0%→2023年度:94.9%(+5.9%)) ○サービス業に係る再生利用率の増加 (2018年度:38.4% →2023年度:70.7%(+32.3%))
最終処分量	<ul style="list-style-type: none"> ○製造業に係る最終処分量の減少 (2018年度:77千トン →2023年度:55千トン(▲22千トン)) ○建設業に係る最終処分量(がれき類)の減少 (2018年度:12千トン →2023年度:3千トン(▲8千トン)) ○汚泥及び廃プラスチック類の減少 (2018年度:53千トン →2023年度:39千トン(▲14千トン))

(出典:令和元年、令和6年度産業廃棄物処理動向調査)

⑥ 産業廃棄物最終処分場の残余容量

産業廃棄物最終処分場の令和5(2023)年度末現在の残余容量は約150万立方メートルとなっています。**表15**

表15 産業廃棄物最終処分場の残余容量

(単位:m³)

項目	安定型	管理型	計
施設数	3	5	8
残余容量	17,018	1,481,967	1,498,800

(出典:県廃棄物対策課調べ)

※2023年3月31日現在

※上記最終処分場は、すべて処理業者が設置したもの。

2 廃棄物の不適正処理の現状

(1) 不適正処理の現状

全国における不法投棄新規判明事案の状況について、投棄件数は、2003年のピーク時に比べて、減少しています。**表16**

本県における廃棄物の不適正処理についての通報件数は毎年約3千件以上で推移しており、野外焼却や小規模な不法投棄等不適正処理事案は跡を絶たない状況です。**表17**

表16 全国における新規判明事案

新規判明事案	年度	2003	2008	2013	2018	2023
投棄件数		894	308	159	155	100
投棄量(万トン)		74.5	20.3	2.9	15.7	4.2
建設系廃棄物の件数割合		69.5%	72.7%	83.6%	80.0%	71.0%

(出典:環境省ホームページ)

表17 岐阜県における不適正処理通報受理件数とパトロールによる発見件数

(単位:件)

項目	年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
不適正処理通報等受理件数		3,354 (262)	3,307 (266)	3,502 (253)	3,175 (248)	3,574 (210)	3,378 (199)
うちパトロールによる発見件数		550 (13)	636 (15)	543 (18)	582 (15)	659 (5)	816 (3)

※受理件数及び発見件数は一般廃棄物と産業廃棄物の合計数であり、()内は産業廃棄物の件数（いずれの件数も岐阜市を除く。）

(出典：県廃棄物対策課調べ)

(2) 不適正処理の防止体制

廃棄物の不法投棄等の不適正処理は、行政監視が手薄となる夜間、休日及び早朝の時間帯に実行されたり、運搬中の廃棄物や投棄した廃棄物を土砂等で覆い隠したり、有価物と称して廃棄物処理法の適用を逃れようとするなど、その手段が悪質、巧妙化しています。

また、高速道路等の交通網の整備等に伴い、多量の廃棄物が広域に移送、運搬されています。

不適正処理対策の推進に当たっては、迅速かつ厳正に対応できるよう、関係機関、地域住民等と連携を密にしながら諸対策を展開していくことが必要です。

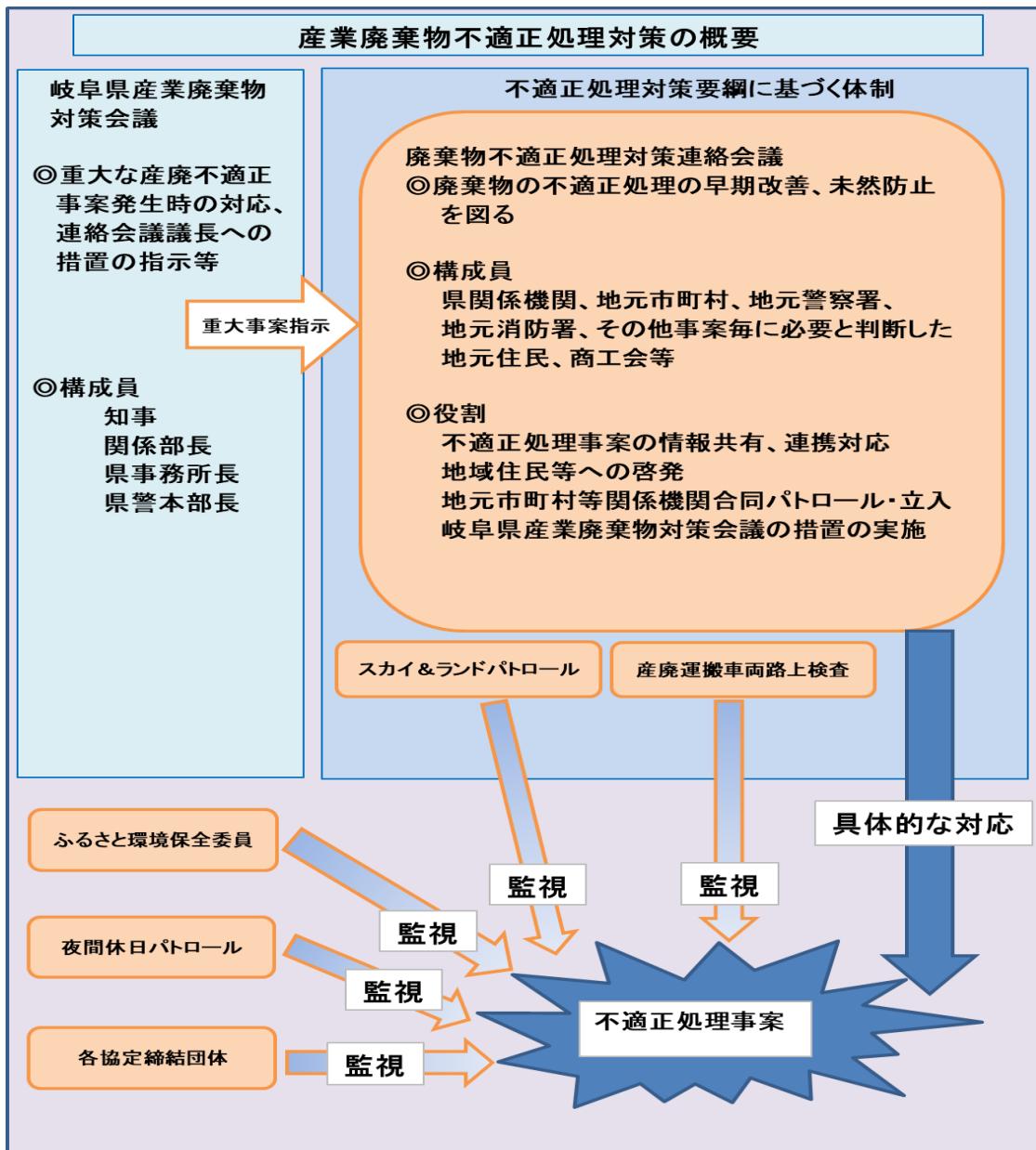
そのため、産業廃棄物の重大な不適正事案が発生した場合、県庁内に「岐阜県産業廃棄物対策会議」を組織しその対応にあたるほか、「岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱」に基づき、不適正事案に対して地域ごとに県、市町村、警察等の関係機関が連携を図って対処するための「廃棄物不適正処理対策連絡会議」を設置し対応することとしています。

さらに、県民に対する説明責任や違反行為の未然防止、拡大防止を目的に、産業廃棄物の不適正処理事案の事実や行政対応の状況を県ホームページで公表しています。

なお、「岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱」に基づく体制は次のとおりです。

図19

図19 岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱に基づく体制図



(3) 不適正処理に対する取組

① スカイ&ランドパトロールの強化

防災ヘリコプターの活用による空陸一体となった「スカイ&ランドパトロール」の実施により事案の早期把握に努めています。

② 通報協力体制の整備

令和6(2024)年3月にセイノーホールディングス株式会社と包括連携協定を締結するなど、各種団体の協力のもと、不法投棄事案を早期に発見するための通報協力体制の整備を推進しています。

3 今後の課題

(1) 新たな分野に関する課題

- プラスチックごみや食品廃棄物の削減について、県民(消費者)と事業者に対し具体的な行動を促す更なる取組が必要です。

(2) 一般廃棄物に関する課題

- 生活系ごみの排出量は減少傾向にあり、全国の排出量の増減率と比較すると減少率も大きい一方、事業系ごみの排出量は増減を繰り返していることから、事業系ごみ削減の取組強化が必要です。
- 可燃ごみの開封調査では、生ごみ、紙ごみ及びプラスチックごみが多く、これらの削減を図る必要があります。また、可燃ごみの中には布など資源物の混入もみられており、更なる分別の徹底が必要です。
- 再生利用率は市町村ごとに相違があり、可燃ごみの燃料化や、焼却灰等の有効利用など取組内容が異なっていることから、再生利用に係る優良事例を紹介するなどの効果的な取組が拡大するよう情報共有の推進が必要です。

(3) 産業廃棄物に関する課題

- 産業廃棄物の排出量や再生利用量の増減の主な要因は経済活動の状況変化によるものと考えられますが、その状況は業種ごとに異なることから、特に排

出量が増加している業種に対しては、排出事業者への啓発を強化し、更なる減量化及び資源化を推進する必要があります。

- 再生利用率について、全体の再生利用率は増加傾向にあるものの、廃プラスチック類とガラスくず等の再生利用率が横ばい又は減少傾向にあり、今後、リサイクル技術の向上や再生資源の利用促進の取組が図られる必要があります。

(4) PCB廃棄物に関する課題

- 令和9(2027)年3月までに低濃度PCB廃棄物の処理を完結することを目指して、取組を進める必要があります。

(5) 不適正処理に関する課題

- 不適正処理事案の発生は続いている、「早期発見・早期措置」を基本方針として不適正処理対策を継続するとともに、大半を占める建設系廃棄物の不適正処理を未然に防止するための啓発活動等を強化する必要があります。

(6) 災害廃棄物に関する課題

- 令和6年能登半島地震のような近年の大規模災害の発生状況を踏まえ、廃棄物処理施設の被災状況等を速やかに把握し、処理に支障が生じないよう、広域処理体制を速やかに構築する必要があります。

(7) 新型コロナウイルス等の感染症対策

- 緊急事態宣言の発出に伴って改正された、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」において、廃棄物処理事業は国民の安定的な生活の確保及び社会の安定の維持のために不可欠な業務と位置付けられており、新型コロナウイルスなどの感染症が流行している状況であっても、安全かつ安定的に継続していく必要があります。
- 安全かつ安定的な廃棄物処理事業の実施を確保するためには、市町村と携し、県民や事業者に対して廃棄物の適切な排出方法や処理に関する注意事項を周知するとともに、市町村の体制整備を支援する必要があります。

第4章 目標・指標と基本的な考え方

本章では、第3章で整理した課題を解決するために、本県が目指す数値目標や、県の施策効果を確認するための指標について整理しています。

また、目標・指標を達成するために取り組む施策の全体像を示しています。

1 基本的な目標

これまでの廃棄物の排出・処理に関する現状や課題に対応し、減量化や適正処理に関する施策を進めるため、本計画期間の最終年度である令和12(2030)年度における目標を次のとおり設定します。

(1) 一般廃棄物の減量化に関する目標

① 見込み

一般廃棄物の排出量は、近年、減少傾向にあります。また、本県の人口は、今後減少すると予想されていることから、これに伴う排出量の減少が見込まれます。

再生利用率は、民間回収量を含まない場合は、近年、低下傾向にあり、全国平均を下回っています。民間回収量を含めた場合でも、ほぼ横ばいで推移しており、引き続き横ばいで推移することが見込まれます。

最終処分量は、近年、緩やかに減少しており、今後、排出量が減少する見込みであることも影響し、これまでと同様の傾向で推移することが見込まれます。

② 目標値

本計画における一般廃棄物の減量化に関する目標値は、次のとおりです。

表18

表18 一般廃棄物の減量化に関する目標値
(単位:千トン)

項目	年度 R5(2023)実績	R12(2030)目標
排出量	622	548
再生利用率(量)	22%(135)	26%(142)
中間処理による減量	442	369
最終処分量	45	37
1人1日当たりの ごみ焼却量	656g	600g

③ 考え方

一般廃棄物の排出量については、令和7(2025)年度目標値を達成見込みであることから、過去の減少実績を踏まえ、本計画策定時に設定した、令和12(2030)年度の目標値とします。

再生利用率については、国の基本方針における再生利用率の目標値の推移を踏まえ、県としても同様の水準を目標値とします。**表19**

最終処分量については、令和7(2025)年度の目標値に概ね到達する見込みであることから、過去の実績も踏まえ、本計画策定時に設定した、令和12(2030)年度の目標値とします。

1人1日当たりのごみ焼却量については、平成30(2018)年度から令和5(2023)年度までの焼却量実績を踏まえつつ、岐阜県の将来人口推計を加味した目標値としています。**表18**

表19 国が示す「参考となる数値目標」

排出量	2030年度に約3700万トン
再生利用率	2030年度の排出量に対する割合を約26%
最終処分量	2030年度に約320万トン
1人1日当たり のごみ焼却量	2030年度に580g

(2) 産業廃棄物(農業系廃棄物を除く)の減量化に関する目標

① 見込み

産業廃棄物の排出量は、平成26(2014)年度以降、減少傾向にありますが、県の産業廃棄物処理動向調査によると、今後の排出量は増加傾向にあると予測されています。

再生利用率は、リサイクル技術の向上や再生資源の利用促進により上昇することが見込まれます。

最終処分量は、県の産業廃棄物処理動向調査によると、今後の最終処分量は増加傾向にあると予測されています。

② 目標値

本計画における産業廃棄物の減量化に関する目標値は、次のとおりです。

表20

表20 産業廃棄物の減量化に関する目標値

(単位:千トン)

項目	年度	R5(2023)実績	R12(2030)目標
排出量		3,571	3,571
再生利用率(量)		49%(1,756)	56%(2,059)
中間処理による減量		1,702	1,407
最終処分量		113	105

※2030年度まで、現状の産業廃棄物の排出量を増加させることなく推移させる目標

③ 考え方

産業廃棄物(農業系廃棄物を除く)の排出量は、減少傾向の実績はあるものの、県の産業廃棄物処理動向調査では今後増加することが予測されていることから、現状の排出量より増加することなく推移させることを目指すため、令和5(2023)年度の実績を維持するものとします。

一方、再生利用率については、今後のリサイクル技術の向上等を見込み、また、最終処分量については、再生利用率の増加に伴う減少を見込み、いずれも現状の目標を継続することとします。

なお、一般廃棄物と同様に、国が示す「参考となる数値目標」表21から本県の目標値を算出した場合、最新(令和5(2023)年度)の実績値を上回ることから、本計画の目標値は表20のとおりとします。

表21 国が示す「参考となる数値目標」

排出量	2030年度に約374百万トン
再生利用率	2030年度の排出量に対する割合を約37%
最終処分量	2030年度に約7.8百万トン

2 プラスチックごみと食品廃棄物に関する目標

本計画では、プラスチックごみや食品廃棄物について、次のとおり5つの目標を設定して重点的に取り組むこととし、更なる廃棄物の減量化や資源循環を推進します。表22

表22 プラスチックごみと食品廃棄物に関する目標

項目	基準 (R5(2023)年度)	目標値 (R12(2030)年度)
1人1日当たり生活系ごみ排出量	622g/人/日	595g/人/日
事業者当たりのごみ削減率 (H30(2018)年度比)	3.3%減 (H30(2018)年度比)	10%減 (H30(2018)年度比)
プラスチック容器包装の分別を実施している市町村数	39市町村	県内全市町村(42)
食品廃棄物及びプラスチックごみ調査の実施市町村数	7市町(岐阜3、中濃2、東濃1、飛騨1)	5市町村(岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨の5圏域で1市町村ずつ)

3 県の施策効果を確認するための指標

本計画では、県の施策効果を確認するため10の指標を設定します。そのうち、5つの指標については数値目標や目標を設定し、施策の効果を計測・評価し、必要な改善を行い、その他5つの指標については、計画期間中に調査を行い、推移を把握します。表23

表 23 県の施策効果を確認するための指標

項目	基準値	指標
「ぎふ食べきり運動」の協力事業者・協力店舗数【環境基本計画】	1,400 店舗 R6(2024)年度	R12(2030)年度: <u>1,500店舗</u>
「ぎふ食べきり運動」の協力市町村数【岐阜県食品ロス削減推進計画】	33 市町 R6(2024)年度	R12(2030)年度: 県内全市町村(42)
「ぎふプラスマ！」の登録事業者・店舗数【環境基本計画】	370 社 540 店舗 R6(2024)年度	R12(2030)年度: 検討中
災害廃棄物処理図上演習への市町村担当者の参加者数延べ人数【岐阜県強靭化計画】	180人 R6(2024)年度	R11(2029)年度: <u>290人</u>

エネルギー回収型廃棄物処理施設数	—	新規設置を計画する施設について、循環型社会形成推進交付金等を活用し、エネルギー回収型廃棄物処理施設とする。
可燃ごみ中のプラスチックごみの割合	—	年度毎にモニター実施
民間の資源物回収量	—	年度毎にモニター実施
グリーン購入を実施している県内企業の割合	—	5年度毎にモニター実施
環境美化活動の実施件数と参加人数	—	年度毎にモニター実施

4 基本的な考え方

(1) 施策の基本方針

「循環型社会形成推進基本法」(平成12(2000)年6月2日施行)に定められているとおり、循環型社会の形成にあたっては、廃棄物処理について [1]発生抑制、[2]再使用、[3]再生利用、[4]熱回収、[5]適正処分の優先順位に従い、産学官等がそれぞれの立場で役割を果たし、全体で取り組んでいくことが重要です。

誰もが持続可能な形で資源を利用できる資源循環型社会の実現を目指し、本計画における施策の基本方針を「資源循環型社会の形成」とします。

地域において、産学官等が廃棄物の減量や分別等に積極的に取り組むことで、資源循環型社会の形成を推進することは、地域循環共生圏の形成に取り組むことにつながります。

本計画においても、廃棄物処理における優先順位に沿って適正な処理がなされるよう施策に取り組むとともに、産学官等の役割を明確にすることで実効性を高めます。

(2) 施策の柱と施策の方針

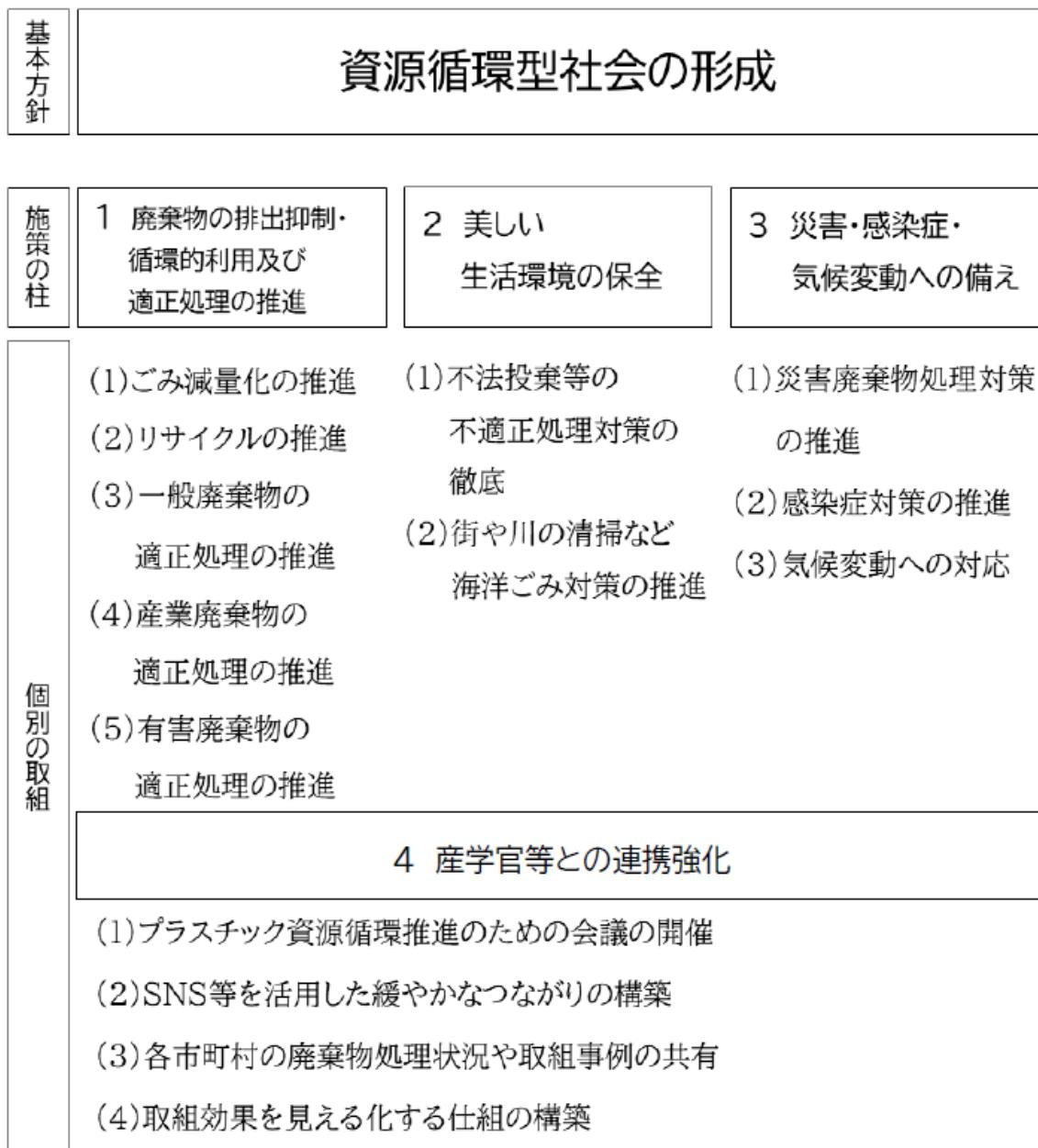
本計画では、第3章で述べた今後の課題を踏まえ、3つの施策の柱「廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進」、「美しい生活環境の保全」及び「災害・感染症・気候変動への備え」を掲げ、資源循環型社会の形成に向けて取り組みます。

また、横断的な取組として「産学官等との連携強化」を掲げ、産学官等が協働して取り組みやすい仕組づくりを推進します。

さらに、一般廃棄物と産業廃棄物について施策の方針を定め、施策体系を次のとおりとし、産学官等が自主的かつ積極的に協働して計画を推進します。

特に、新たな取組である「プラスチックごみ削減の推進」、「食品廃棄物削減の推進」及び「産学官等との連携強化」については重点分野に位置付け、各施策に取り組みます。図20

図20 県が取組む施策の体系



5 一般廃棄物に関する施策の方針

一般廃棄物について、市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員

の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図るなど、その効率的な運用に努めなければなりません。

県は、市町村が一般廃棄物の処理に関する責務を十分に果たせるよう、必要な技術的援助を行うとともに、廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正な処理の推進のため、市町村と連携して県民及び事業者への意識啓発に努めます。

(1) 一般廃棄物の適正な処理を確保するための体制の整備

① 廃棄物処理施設の整備

市町村は、中長期的な一般廃棄物の発生量及び質の変化と整合のとれた一般廃棄物処理計画を策定し、地域の実情に即した適正処理体制を確保する必要があります。

人口減少等により一般廃棄物の排出量が更に減少していくことが見込まれます。一方で、廃棄物処理に係る維持管理コストの増大など課題が指摘される中、廃棄物処理施設の整備に当たっては、市町村は、他市町村等との連携による広域化や集約化も検討するなど、効率的な施設整備に努める必要があります。

また、地球温暖化対策を推進するため、マテリアルリサイクルできないものをエネルギーとして有効利用するための熱回収施設や発電設備の導入、白煙防止装置の見直し等による廃棄物焼却施設の余熱の有効利用等に努める必要があります。

② 廃棄物処理施設の長寿化・延命化の促進等

厳しい財政状況の中で、維持管理費用を含めたトータルコストの削減が図られるよう計画的に施設の改良や維持管理を行うことにより、施設の長寿化・延命化を推進します。また、施設の更新に伴い廃止された焼却施設については、安全性確保の観点から国の交付金制度の活用等による早期の解体撤去を行います。

6 産業廃棄物に関する施策の方針

産業廃棄物は、排出した事業者の責任において適正に処理するように努めなければなりません。

また、産業廃棄物の収集運搬、中間処理や最終処分を受託した処理事業者も廃棄物処理法を遵守し適正に処理しなければなりません。

県は、県内における産業廃棄物の発生・処理の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように廃棄物処理法に基づき許可等の手続を厳正に行うとともに、立入検査等の監視指導を適切に実施します。

以上のように、県内における産業廃棄物の発生の抑制及び適正な処理の確保を図るために必要な施策を実施する責務を有します。

(1) 産業廃棄物処理施設の設置に関する事項

① 産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化

産業廃棄物処理施設を設置する際の事前の手続を定めるため、「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」(平成21(2009)年3月30日公布、平成22(2010)年1月1日施行、以下「手続条例」という。)を制定し、運用しています。

この条例は、事業者に対して、関係住民への事業計画書の縦覧、説明会の実施など、事業計画の周知を義務付けるとともに、関係住民が事業計画に対する周辺地域の生活環境の保全上の意見を述べる手続や、提出された意見に対する事業者の見解を周知する手続を定めており、事業者と関係住民は、お互いの立場を尊重し、これらの手続を重ねていくことで合意の形成に努めています。

この条例が施行された平成21(2009)年度から令和7(2025)年4月末までの条例に基づく手続の実施状況は、次のとおりです。**表24**

なお、手続条例に基づいて実施されている手続については、岐阜県公式ホームページにより情報を掲示し、透明性の確保を図っています。

今後も、処理施設を設置しようとする事業者と関係住民の合意の形成が透明性のある手順のもとで行われるよう、手続条例の適正な運用を行います。

表24 手続条例に基づく手続の実施状況

2025年4月末時点

年度	事業計画書 提出件数	手 続 実 施 中				手續終了	周知不 要	計画 廃止	
		計画書 審査中	周知 実施中	周知 終了	合意形成の 判断				
2009	1	0				1	1	0	
2010	7	0				4	1	3	
2011	9	0				7	2	2	
2012	7	0				7	3	0	
2013	14	0				11	2	3	
2014	10	0				9	6	1	
2015	11	0				11	6	0	
2016	13	0				12	8	1	
2017	7	1	1			6	2	0	
2018	15	0				11	7	3	
2019	8	1		1		5	2	2	
2020	4	0				4	0	0	
2021	14	0				11	4	3	
2022	9	3	1	2		3	2	3	
2023	14	2		2		10	7	2	
2024	16	10	8	2		6		0	
合計	159	17	9	8	0	0	118	53	23

② 産業廃棄物処理施設の適正な設置のための施策

産業廃棄物処理施設の適正な設置のため、手続条例の適正な運用とあわせて、産業廃棄物の適正な処理を確保するための取組や、産業廃棄物処理施設に対する県民の理解を促進するための取組を継続して進めます。

今後も、産業廃棄物処理業者優良認定制度による優良認定の取得の促進など、優良事業者の育成に努めます。

また、処理業者等と連携して、産業廃棄物処理施設に対する県民の認識と理解を深めるための啓発活動を実施します。

第5章 計画の推進に向けた具体的施策

本計画における県の役割は、資源循環型社会の形成に向けて、廃棄物の排出抑制、適正処理及び処理体制の整備等の廃棄物に関する施策を計画的かつ総合的に推進することです。同時に、広域的な観点から県内市町村の調整機能を果たすとともに、産学官等との連携強化やそれぞれの自主的かつ積極的な取組の推進を図ります。

本章では、第4章で示した3つの施策の柱に基づき計画を推進するため、県の役割として取り組む具体的施策を示します。

特に、新たな取組である「プラスチックごみ削減の推進」、「食品廃棄物削減の推進」及び「産学官等との連携強化」については重点分野として位置付け、施策を推進します。

なお、以下に示す具体的施策のうち、重点分野に関連する施策には、それぞれ次のとおり印を付しています。

- ・「プラスチックごみ削減の推進」= **プラ**
- ・「食品廃棄物削減の推進」= **食品**
- ・「産学官等との連携強化」= **連携**

施 策 の 柱

1 廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進	2 美しい生活環境の保全	3 災害・感染症・気候変動への備え
3Rの実践と廃棄物の適正処理により、誰もが持続可能な形で資源を利用できる社会を目指します。	不法投棄や地球規模の問題となっている海ごみへの取組を強化することで、美しい生活環境を守ります。	災害廃棄物や感染症、気候変動に備えることにより、県民が安心して暮らせる生活環境の確保を目指します。

4 産学官等との連携強化

県民・民間団体・事業者・大学等及び行政が協働して取り組みやすい仕組づくりを推進します。

1 廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進

目指すべき姿

- 県民に3R(発生抑制・再使用・再生利用)の意識が浸透し、資源循環型社会が形成されている。
- 県民一人一人に、環境にやさしいライフスタイルが根付いている。
- プラスチック代替製品の積極的な開発と利活用が実現されている。
- 食材の使い切りが徹底されるとともに、食品の過剰生産がなくなり、適切な流通体制が構築されている。
- 廃棄物の分別や処理体制が整備され、ごみの排出量が減り、県民にリサイクルが浸透している。
- 自治会による集団回収など資源物の回収とその利活用が実現されている。

具体的施策

(1)ごみ減量化の推進



ごみの減量化を実現するため、市町村によって取組状況が異なるプラスチックごみ及び可燃ごみ中の割合が多い紙類や食品廃棄物の減量化に関する取組など、産学官等と連携して3Rのうち特に発生抑制(リデュース)及び再使用(リユース)に関する取組を推進します。

① 家庭ごみ減量の推進

- 市町村や市民団体と連携し、ごみを減らす意義や、生ごみコンポスト、リサイクルショップや、フリーマーケットの活用等の具体的な手法を伝えるなど、家庭ごみの減量化を推進します。
- 啓発にあたっては、SNSや動画を用いるなど、様々な情報媒体を活用して、家庭ごみの減量に関する情報を積極的に発信します。

② 「ぎふプラスマ！」制度の推進

プラ

- 県民総参加でプラスチック製品の資源循環を促進するため、使い捨てプラスチック製品の使用合理化や再生可能な原料への代替などに取り組む事業所登録制度「岐阜県プラスチック・スマート事業所『ぎふプラスマ！』」の登録を推進します。

トピックス

岐阜県プラスチックスマート事業所『ぎふプラスマ！』

県では使い捨てプラスチックの使用合理化、再生材やバイオプラスチックや紙などの再生可能資源への適切な代替などプラスチック資源の循環に取組む全ての事業所を、岐阜県プラスチックスマート事業所『ぎふプラスマ！』として募集・登録しています。

令和7（2025）年3月末時点で、1,537の店舗、事業所が登録されています。

岐阜県プラスチックスマート事業所『ぎふプラスマ！』への登録や利用を通じて、あなたも一緒にプラスチックごみを削減していきましょう。



⚠️ プラスチックごみによる環境汚染

- ◆世界で排出されるプラスチック廃棄物の量は、2019年から2060年までにほぼ3倍になると言われています。
- ◆環境への流出量は、2060年には年間4,400万トンに倍増し、湖・河川・海洋に堆積されるプラスチックの量は、3倍以上に増加する見込みとされています。

（出典：第五次循環型社会形成推進基本計画（環境省））

③ 石油由来プラスチック代替製品の利用促進

- バイオプラスチックや、紙等の再生可能素材の利用促進のため、消費者・事業者に対し啓発を行います。

④ 「ぎふ食べきり」運動の推進

食品

- 食品廃棄物の削減に取り組む県内の飲食店、小売店や企業・団体等とともに、「食べきり」意識の高揚と実践を図る「ぎふ食べきり運動」を推進し、県内の飲食店等及び家庭から排出される食品廃棄物の発生抑制や減量を図ります。
- 県民が「ぎふ食べきり運動」に参画する機会を設けるなど、食品廃棄物の削減に向けた具体的行動の促進を図ります。

トピックス 「ぎふ食べきり運動」

県では、食品ロスを削減するため、協力店・協力企業と連携して「ぎふ食べきり運動」を進めています。

食品ロスとは、売れ残りや食べ残しなど、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、その約半数は家庭等から発生しています。

また、毎日、1人当たりお茶碗約1杯分の食品が捨てられているとの推計もあります。

毎日の生活で「少し意識して取り組む」だけで食品ロス削減につながります。

さあ、私たちが身近にできることは何でしょう。



↑協力店・協力企業は、このステッカーが目印です。
探してみてね！



↑インスタも
やってるよ。
フォロー
してね！

今、あなたは、いくつ実践していますか。
～家庭でできる「ぎふ食べきり運動」チェック～

- 買い物前に冷蔵庫の中を確認し、必要な分だけ購入
- 食べきれる量だけ作る
- 食材の期限をこまめにチェック
- 外食では食べられる量を注文する
- 食材はできるだけ無駄なく使い切る
- 食べ残しをせず、食べる。

⑤ 「岐阜県食品ロス削減推進計画」に基づく施策の推進

食品

- 家庭系、事業系ともに2000年度比で2030年度までに食品ロス発生量を半減させるために、令和7年度に実施した「食品ロスに関する県民・事業者意識調査」の分析・検証を踏まえ、効果的な普及啓発や周知を行っていきます。

⑥ グリーン購入の推進

プラ

食品

- 東海三県一市と事業者団体が連携して、消費者に対するグリーン購入の普及と定着を図る「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」を実施します。
- 環境にやさしい買い物についての普及啓発を図るため、市町村や地域団体と連携し、県民向け情報提供や大型商業施設等での啓発活動を実施します。
- 岐阜県環境物品調達方針を策定し、率先して環境物品の調達を推進します。

⑦ エシカル消費の普及啓発の推進

プラ

食品

- 人・社会・環境に配慮した消費行動である「エシカル消費(倫理的な消費)」について、普及啓発を行います。
- イベントの開催や消費生活ポータルサイト等から情報発信することで普及・啓発を推進していきます。

○ 県民に対し、エシカル消費につながる具体的行動の啓発を進めるため、環境に配慮した消費行動であるグリーン購入や地産地消といった「グリーン志向の消費行動」、障がい者の支援につながる製品購入の普及・推進に向けた仕組みづくりや、小中学校など早い段階からの消費者教育に取り組んでいきます。

トピックス エシカル消費

エシカル消費とは、「地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動」のことであり、国の消費者基本計画に位置付けられている考え方です。

具体例としては、配慮の対象が人であれば障がい者支援につながる商品、社会であれば寄付付きの商品、環境であればエコマーク商品や資源保護等に関する認証がある商品、地域であれば地産地消の商品を選ぶことなど、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことです。

これは、SDGsの「目標12 つくる責任つかう責任」にも関連する取組であり、岐阜県消費者施策推進指針においてもエシカル消費の普及啓発に取り組むこととしております。



(2)リサイクルの推進



各種リサイクル法の適正な運用や、リサイクル製品の利用の推進、資源物の回収に関する情報発信を通じた分別促進に加え、再生可能な資源への転換(Renewable)を促進することで、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を目指します。

① 各種リサイクル法の推進

- 容器包装廃棄物の分別収集を適正に実施するため、市町村等が行う施設整備に対して、国制度の活用を通じて支援を行います。(容器包装リサイクル法)
- 食品リサイクル法について、県ホームページ等を用いた普及啓発を実施する

とともに、地域の食品循環資源の再生利用等の促進に向けて、市町村等に対して情報提供等を行います。(食品リサイクル法)

- 県ホームページ等の媒体を活用し、法の制度や届出手続等について、普及啓発に努めます。また、解体業、破碎業の許可業者に対して立入検査を実施するとともに、ヤード対策として県警と連携したパトロール等の監視指導を行います。(自動車リサイクル法)
- 県ホームページ等の媒体を活用し、法の制度や届出手續等について、普及啓発に努めるとともに、「建設リサイクル法」の対象建設工事が適切に施工されるよう、パトロールの充実を図ります。(建設リサイクル法)

② 多量に排出される廃棄物の再資源化の促進

- 建設廃棄物の適正な分別による再資源化と埋立処分量の削減の重要性について、建設工事現場等での確認・指導や関係部署と連携したパトロール等を通じて、排出事業者に啓発・周知します。
- 汚泥リサイクル及び汚泥肥料について、各種イベントでの普及啓発や県ホームページでの情報発信に努めます。
- 市町村等に対し、発生下水汚泥の処理について、再生利用に努めるよう指導を行います。
- 家畜排せつ物や糞わら等、農林系バイオマス資源のため肥化施設等の整備に対して支援を行います。
- 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及びその実施状況の報告の内容を確認し、必要に応じて助言を行うなど、産業廃棄物の排出抑制や再生利用に向けた取組を推進します。

③ リサイクル製品の利用促進

- 岐阜県リサイクル認定製品の認定と公共事業等での積極的な利用を推進します。
- 関係団体に対してリーフレットを送付するなど、岐阜県リサイクル認定製品についてPRを行い、利用促進を普及啓発します。

④ 紙ごみの分別徹底の推進

- 市町村と連携して、紙ごみの減量と紙類を廃棄する際の分別の徹底を推進します。

- ⑤ 小売店等における資源物の回収拠点に関する市町村への情報提供 **プラ**
- 小売店等で実施しているペットボトルや食品トレイ等の資源物の回収拠点に関する情報を収集し、市町村へ情報提供します。

- ⑥ 製造者が実施する使用済み製品の回収に関する市町村への情報提供 **プラ**
- 使用済み製品の回収を実施している製造者の情報を収集し、市町村へ情報提供します。

- ⑦ 市町村の分別ルールに従った丁寧な分別を推進 **プラ**
- 資源物回収における異物混入の防止等、市町村のルールに従った丁寧な分別を市町村と連携して推進します。

- ⑧ リユース・リサイクル可能なプラスチック製品のデザイン推進 **プラ**
- 分別が容易でリユース又はリサイクル可能な仕様・デザインとなるよう、プラスチック製品の製造事業者に対して働きかけを行います。

- ⑨ 若年層に向けたプラスチック資源循環の推進 **プラ**
- 高校生や大学生など若年層に向けて、プラスチックの資源循環に関する認識を深める特別授業等を開催し、分別の徹底など自ら行動する意識の醸成を図ります。

- ⑩ 資源循環に向けた取組の推進 **連携**
- 専門家による講演や、先進事例の紹介等を通じ、サーキュラーエコノミーの普及啓発やサーキュラーエコノミーに取り組む事業者への支援を行います。
 - プラスチック使用製品廃棄物の分別収集を適正に実施するため、市町村が行う施設整備に対して、国の制度の活用を通じて支援を行うとともに、再商品化に係る取組を推進するため、市町村に対する必要な情報提供や技術的助言などの支援を行います。

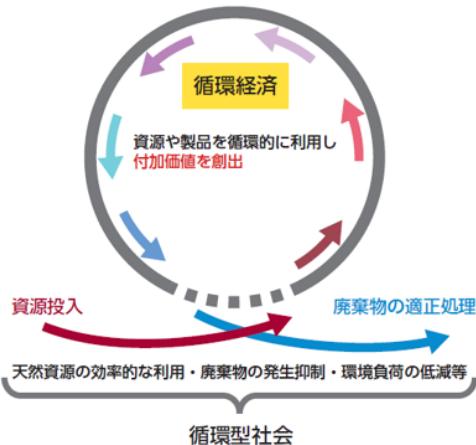
- 廃プラスチック類やガラスくず等の再生利用率を向上させるため、製造事業者等と廃棄物処分業者との連携や再生資源等の量を増加させるための製造事業者等への周知等、再資源化事業等高度化法における取組みを促進する。
- 市町村における、廃食用油のバイオディーゼル燃料(BDF)等への有効利用を促進します。
- 事業所において、製造工程で出る端材等を原料として再利用する技術確立に向けた支援を行います。

トピックス

サーキュラーエコノミーとは？

従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すものです。

図2-2-1 循環経済への移行



製品等をリユース・リペア・メンテナンス等により長く利用し、循環資源をリサイクルする3Rの取組を進め、再生可能な資源の利用を促進し、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて資源・製品の価値を回復、維持又は付加することによる価値の最大化を目指す循環経済への移行は、循環型社会を形成する上で強力なドライビングフォースとされています。

出典：令和7年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

トピックス追加予定

⑪ 「ぎふプラスマ！」制度の推進【再掲】 プラ

- 県民総参加でプラスチック製品の資源循環を促進するため、使い捨てプラスチック製品の使用合理化や再生可能な原料への代替などに取り組む事業所登録制度「岐阜県プラスチック・スマート事業所『ぎふプラスマ！』」の登録を推進します。
- 『ぎふプラスマ！』登録事業所における先進的な取組等を県ホームページ等で積極的に発信します。

(3)一般廃棄物の適正処理の推進



一般廃棄物が適正に処理されるよう、処理施設に対する立入検査や処理施設整備に対する市町村への支援を継続して実施します。また、再資源化の推進や最終処分量の削減を図るための取組の支援を行います。

① 市町村への技術的支援

- 市町村が一般廃棄物の処理に関する責務を果たすことができるように、市町村担当職員に対する会議の開催、必要な情報の提供や技術的助言などの支援を行います。

② 一般廃棄物処理施設への立入検査の実施

- 一般廃棄物処理施設に対して立入検査を実施し、必要な指導を行います。

③ 一般廃棄物処理施設への整備等に対する支援

- 市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備に対して、国制度の活用を通じて支援を行います。

④ 一般廃棄物の最終処分量削減の取組の支援

- 市町村等が行うリサイクルセンターや再資源化施設の整備に対して、国制度の活用を通じて支援を行います。
- 市町村等の溶融固化施設で生成される溶融スラグの利用拡大を図るため、

溶融スラグを使用した岐阜県リサイクル認定製品の積極的な利用を推進します。

⑤ 県・市町村の連携による適正処理の監視

- 県と市町村は、廃棄物の適正処理に関する情報の共有に努めるとともに、必要と認められる場合には、合同の立入調査を実施するなど、相互に連携して、一般廃棄物・産業廃棄物それが適正に処理される体制の確保に努めます。

⑥ 一般廃棄物処理施設の広域化・集約化の検討

- 市町村と連携し、持続可能な適正処理を確保するため長期広域化・集約化計画を策定し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進します。

⑦ 民間の回収拠点における資源物の回収量を調査

プラ

- 民間の回収拠点における資源物の回収量を調査するとともに市町村へ情報提供します。

⑧ 食品廃棄物及びプラスチックごみの調査

プラ

食品

- 県内の家庭から排出される可燃ごみ中の食品廃棄物及びプラスチックごみの組成を調査・分析し、食品ロス削減やプラスチックごみ削減に係る施策の検証・見直しを行います。
- 市町村による食品廃棄物及びプラスチックごみの調査の実施を推進します。

⑨ 食品廃棄物及びプラスチックごみの調査方法の共通化

プラ

食品

- 市町村別の状況を可視化するため、調査方法の共通化に向けて、県内の家庭から排出される可燃ごみ中の食品廃棄物及びプラスチックごみの組成調査方法の検証を行います。

⑩ 可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチックの導入を市町村へ働きかけ

プラ

- 市町村に対する必要な情報の提供や技術的助言等市町村の取組を支援します。

- ⑪ 廃棄物処理施設の整備にあたっては、エネルギー回収型とすることを促進
- 温室効果ガス排出量の更なる削減を図るため、廃棄物焼却時の熱回収、発電等が促進されるよう、市町村等に対して、国制度を活用したエネルギー回収型廃棄物処理施設の設置を働きかけます。

- ⑫ 各市町村の廃棄物処理状況や取組事例の共有 連携
- 県が各種情報をとりまとめ、各市町村に情報提供を行い共有することにより、各市町村の廃棄物処理状況の取組の促進を図ります。

- ⑬ 取組効果を見える化する仕組の構築 連携
- 施策の評価を定量的に分析できるよう、市町村と連携して、新たなデータの収集や、データの分析方法等について検討し、取組の効果を見える化する仕組の構築を図ります。
 - 県民、自治会、民間団体等の様々な活動を把握し、表彰等を通してそれらの活動を広めていきます。

⑭ リチウムイオン電池の適正処理の推進

- リチウムイオン電池の適正処理を推進するため、市町村に対する必要な情報提供や技術的助言などの支援を行います。

(4)産業廃棄物の適正処理の推進



産業廃棄物の適正処理を徹底するための取組や産業廃棄物の処理に対する理解を深め、排出事業者及び処理業者の意識向上を図るための取組を推進します。

- ① 産業廃棄物処理業者等に対する効果的な立入検査の実施
 - 産業廃棄物の取扱状況等を勘査して定期立入の回数を設定し、隨時立入等を組み合わせて実施することにより、重点的かつ効果的な監視指導を行います。
- ② 排出事業者、処理業者の意識向上と関係法令等の理解促進

- 廃棄物関係法令の遵守による適正処理を推進するため、主に中小事業者を対象に法令講習会を実施します。
- 廃棄物関係法令や適正処理に関する排出事業者向けの手引き等を作成し県ホームページ等を活用して周知します。

③ 食品廃棄物の不正転売事案を受けた監視体制の強化

- 産業廃棄物となる食品廃棄物の不正転売防止に係る排出事業者の自主的な対策を促進するため、排出事業者に対して、処理委託の際に廃棄物の包装や梱包を破るなどの荷姿対策や、廃棄物の識別を記載するなどのマニフェストの備考欄を活用した対策の実施を要請します。
- 動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処理業者に対して、再発防止に向けて、一定頻度での立入検査等の監視強化に取り組みます。

④ 電子マニフェストの利用促進

- 産業廃棄物の処理状況の透明化に効果があるとされる電子マニフェストの利用促進に向け、啓発を行います。また、県が排出した産業廃棄物の処理を委託する場合は、原則としてすべての業務で電子マニフェストを使用します。

⑤ 多量に排出される廃棄物の再資源化の促進【再掲】

- 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及びその実施状況の報告の内容を確認し、必要に応じて助言を行うなど、産業廃棄物の排出抑制や再生利用に向けた取組を推進します。

⑥ 産業廃棄物処理施設設置に係る合意形成等を図るための手続条例の運用

- 条例に規定された制度が円滑に運用されるよう、事業者及び関係住民に対して制度の周知を図ります。
- 県ホームページにおいて手続の進捗状況を公表することにより、手続の透明性を図ります。

⑦ 産業廃棄物処理施設に対する県民の理解促進

- 処理業者等との連携や県ホームページの活用等により、産業廃棄物処理施

設に関する認識と理解を深めてもらうための啓発を行います。

⑧ 優良産業廃棄物処理業者認定制度の利用促進

- 処理業者等が主催する講習会に講師を派遣するなど、優良産業廃棄物処理業者認定制度の利用促進に向けた取組を行います。

⑨ 農業用使用済みプラスチック適正処理の推進 **プラ**

- 農業関係団体等に対し、適正な分別方法や生分解性資材の使用による排出抑制等についての情報提供を行います。

⑩ 家畜排せつ物処理施設の整備に対する支援

- 小規模農家が利用する国庫補助対象外の家畜排せつ物処理施設の整備に対し支援します。

⑪ 畜産合同会議等の開催

- 会議等を開催し、畜産経営に起因する環境問題について情報交換を行うとともに、実態調査や巡回指導を行います。

⑫ 耕畜連携による資源循環型農業の推進

- 畜産農家で生産された良質な堆肥を耕種農家において有効利用することにより、資源循環型農業を推進します。

トピックス

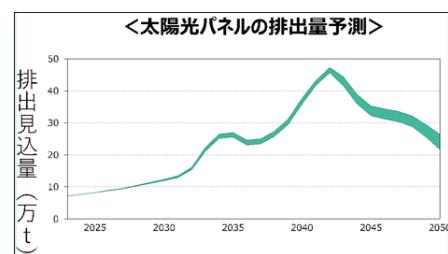
国における太陽光発電設備のリサイクル促進等に向けた検討

太陽光発電の導入拡大に伴い、使用済太陽光パネルへの対応が全国的な課題となっています。太陽光パネルの寿命は約20～30年で、国の推計では、2030年代後半以降その排出量が顕著に増加し、ピーク時には年間約50万トンになると予想されています。

これを受け、環境省と経済産業省の合同会議において、太陽光パネルのリサイクル促進等に向けた制度的枠組みが検討され、令和7年3月に「太陽光発電設備のリサイクル制度のあり方について」の意見具申が取りまとめられました。

この意見具申には、使用済太陽光パネルに係るリサイクルの実施体制の構築、リサイクルの高度化及び取り外し等費用の確保、事業終了後の太陽光発電設備の放置・不法投棄対策など具体的な措置について記載されています。

現在、国において、法制的な見地から、具体的な制度設計について検討が進められています。



(5)有害廃棄物の適正処理の推進



PCB廃棄物について、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に定められた期限内での処理完結に向けた取組を推進します。

① 低濃度 PCB 廃棄物の処理促進

- 国や関係機関と連携して、低濃度PCB廃棄物の法定処理期限や届出制度について広報を行い、処理を促進します。
- PCB廃棄物の保管事業者等に対して、PCB特別措置法に基づく届出のほか、法定処理期限(令和9(2027)年3月31日)までの確実な処理を進めるため、指導を行います。

② その他有害廃棄物の適正処理の推進

- 水銀廃棄物やアスベスト廃棄物をはじめ、事業所や家庭から排出される有害廃棄物が適正に処理されるよう、市町村、排出事業者や産業廃棄物処理業者に対して情報提供や必要な指導を行います。

2 美しい生活環境の保全

目指すべき姿

- 県民すべてに安全・安心な生活環境が確保されている。
- 不適正処理とプラスチックごみの流出による海洋汚染が生じていない。

具体的施策

(1)不法投棄等の不適正処理対策の徹底



廃棄物の不適正処理事案の未然防止や拡大防止を図るための基本方針として「早期発見、早期措置」を掲げ、組織の強化、監視活動の強化を図るとともに通報体制の整備や積極的な情報公開を行います。

不適正処理対策の推進に当たっては、迅速かつ厳正に対応できるよう、関係機関と連携を密にしながら施策を展開します。

① 不適正処理の通報体制の整備

- 広く県民から情報を提供していただくため、県ホームページに投稿フォーム「廃棄物インターネット 110 番」を設けるとともに、郵便局員や森林組合員等各種団体との通報協力体制の整備、産業廃棄物処理施設が設置されている地域において自主的に組織されている「岐阜県ふるさと環境保全委員会」活動の支援などにより、不法投棄や不適正処理の情報収集に努めます。

② 不適正処理事案の公表

- 県民に対する説明責任及び違反行為の未然防止、拡大防止を目的に、産業廃棄物の不適正処理事案に関する事実や行政の対応状況を県ホームページで公表します。

③ 関係機関との連携

- 産業廃棄物の不適正処理事案について、関係機関が相互に連携し、厳正な措置を実施するため、連絡会議を開催します。

- 警察で培ったノウハウ等を生かしたパトロール及び立入検査ができるよう、現地機関に警察官OBを廃棄物監視指導専門職として配置します。

④ 監視活動の実施

- 防災ヘリコプターの活用による空陸一体となった「スカイ＆ランドパトロール」や隣県等との合同による「産業廃棄物運搬車両路上検査」を実施するとともに、可搬式監視カメラの配備のほか、行政による監視が手薄となる夜間・休日には、民間業者への委託による不法投棄等監視パトロールを実施します。

⑤ 食品廃棄物の不正転売事案を受けた監視体制の強化【再掲】

- 産業廃棄物となる食品廃棄物の不正転売防止に係る排出事業者の自主的な対策を促進するため、排出事業者に対して、処理委託の際に廃棄物の包装や梱包を破るなどの荷姿対策や廃棄物の識別を記載するなどのマニフェストの備考欄を活用した対策の実施を要請します。
- 動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処理業者に対して、再発防止に向けて、一定頻度での立入検査等、監視強化に取り組みます。

⑥ 岐阜県埋立て等の規制に関する条例の的確な運用

- 市町村と連携し、土砂等の埋立てと称した廃棄物の不適正な処理事案の早期発見、早期措置に努めます。

(2)街や川の清掃など海洋ごみ対策の推進



環境省の調査結果によると、海岸漂着物の約7割はプラスチックごみであり、プラスチックごみの陸上から海洋への流出による海洋汚染が地球規模で懸念されています。

県内で発生した散乱ごみは、その一部が河川を経由して伊勢湾等の海に流れ込んでおり、所要の対策が必要です。

① 県内一体となった環境美化活動の推進 プラ

- 県内で発生した散乱ごみが河川を経由して海洋へ流出することによる海洋汚染を防ぐため、ポイ捨て防止の啓発や「プラごみゼロ・キャンペーン事業」等における清掃活動や意識啓発活動等、県内一体となった環境美化活動を推進します。
- 県ホームページやソーシャルメディア等の媒体を活用して、県内で行われている環境美化活動について情報発信を行います。また、県内で環境美化活動を行っている団体との連携を進めます。

② 「海洋ごみ対策推進計画」に基づく事業の実施 プラ

- 「海洋ごみ対策推進計画」に基づき、所要の海洋漂着物対策を推進します。

トピックス 海洋ごみ対策地域計画について

令和4年3月、海岸漂着物処理推進法第14条第1項及び基本方針に基づき、内陸県としての本県の役割を理解し、自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」を実現するため、海洋ごみ対策を総合的かつ効果的に推進を図るための計画として、「海洋ごみ対策地域計画」（令和4年度～令和12年度）を策定しました。

本計画の推進にあたり、海洋ごみ対策を重点的・モデル的に推進する区域を「重点モデル区域」として県内9市町（令和7年4月時点）設定し、各区域において対策を講じています。

また、計画の基本的方向性として、県と重点モデル区域において、以下の行動に取り組むこととしています。

- (1) 海洋ごみの発生源となる散乱ごみ等の発生抑制及び流出対策
- (2) 河川等及びその周辺での社会的利用に伴う散乱ごみへの重点的・モデル的な対策
- (3) 多様な主体の適切な役割分担と連携確保
- (4) 海洋ごみ対策に関する状況把握（モニタリング）

3 災害・感染症・気候変動への備え

目指すべき姿

- 県民すべてに安全・安心な生活環境が確保されている。
- 産学官等が一体となって温室効果ガス削減、気候変動による影響の軽減、プラスチックごみの削減が図られるとともに、先人の知恵や過去の教訓を踏まえた風水害をはじめとする自然災害への対策が講じられ、県民の安全・安心が守られている。
- 廃材の再利用や廃棄物のエネルギー化等、地域内での廃棄物の利活用が実現されている。

具体的施策

(1) 災害廃棄物処理対策の推進



災害廃棄物の処理主体である市町村は、迅速かつ適正に災害廃棄物の処理を進めることができるよう、市町村災害廃棄物処理計画を策定するとともに、施設の耐震化や仮置場候補地の選定等、平常時からの備えの強化に取り組む必要があります。

一方で、市町村が処理できないほど膨大な災害廃棄物が発生した場合には、広域的に処理を行うなど、県による支援が必要となる場合も想定されることから、県は、市町村と協力して、平常時からの備えを強化するとともに、災害発生時には、迅速に災害廃棄物処理の支援を行います。

① 市町村災害廃棄物処理計画の策定支援

- 市町村ごとの災害廃棄物発生量の推計、職員研修の実施などにより、県計画と整合した市町村災害廃棄物処理計画の策定を支援します。

② 隣接県等との支援体制の整備

- 災害時における広域的支援体制を迅速に確立するため、引き続き隣接県等との支援体制の確保に努めます。

- 大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会構成県として、環境省及び隣接県との情報共有と意見交換を行います。
- 環境省、隣接県及び県内市町村と災害時を想定して情報伝達訓練を実施します。

③ 県内広域及び関係団体との連携体制の整備

- 災害廃棄物処理に係る図上演習を実施し、県及び市町村の対応能力及び連携体制の向上を図ります。
- 災害時における広域的支援体制を迅速に確立するため、県内市町村及び関係団体が連携を行う際に必要となる対応方法等について記載した要領を作成します。

④ 事業継続計画(BCP)の策定支援

- 市町村担当職員に対する必要な情報の提供や技術的助言等、災害や感染症の流行に対応した市町村業務継続計画等の策定を支援するとともに、未策定市町村に対し計画の早期策定を働きかけます。
- 災害時における排出事業者及び廃棄物処理事業者の事業継続や早期復旧を目的とした事業継続計画(BCP)及び事業継続力強化計画の策定支援を市町村と連携して行います。
- 市町村又は一部事務組合が設置する一般廃棄物処理施設における耐震・防災対策について把握し、必要な助言を行うとともに、災害時に県内の産業廃棄物処理施設が活用できるよう、設置者と協議を図ります。

⑤ 平常時からの県民に向けた災害廃棄物処理に関する情報の発信

- 平常時から災害廃棄物の適正な処理に対する県民の理解を促進するため、市町村と連携し災害廃棄物の処理に関する情報の発信に努めます。

(2) 感染症対策の推進



廃棄物処理事業は、国民の安定的な生活の確保及び社会の安定の維持のため

に不可欠な業務であり、感染症が流行している状況であっても、安全かつ安定的な廃棄物処理事業の実施を継続するため、市町村と連携し、県民や事業者に対して廃棄物の適切な排出方法や処理に関する注意事項を周知するとともに、市町村の体制整備を支援します。

① 新型コロナウイルス等感染症対策

- 県ホームページ等の媒体を活用し、県民や事業者に対して新型コロナウイルス等感染症に係る廃棄物対策について周知するとともに、市町村が実施する広報紙やごみカレンダー等を用いた普及啓発を支援します。
- 市町村担当職員に対する必要な情報の提供や技術的助言など、災害や感染症の流行に対応した市町村業務継続計画等の策定を支援するとともに、未策定期町村に対し計画の早期策定を働きかけます。【再掲】
- 各関係主体との連絡体制や役割分担をあらかじめ定めるなど、連携協力体制の構築に努めます。
- 県内市町村の情報収集をし、地域の一般廃棄物の処理の停滞や処理施設のひっ迫・停止の可能性も踏まえ、県内市町村、関係団体や隣接県等との事前調整や情報交換に努めます。

(3)気候変動への対応



2050年温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「脱炭素社会ぎふ」の実現を目指し、温室効果ガス排出削減目標の2030年度中期目標を達成するため、温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策(緩和策)に体系的に取り組みます。

廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量の削減のため、廃棄物焼却量の減量化や焼却する廃棄物の質の改善につながる取組を推進します。また、廃棄物処理に必要なエネルギー使用に伴う温室効果ガス排出量の削減のため、特に廃棄物処理において必要不可欠な焼却処理についてはエネルギー回収型の施設整備を促進するとともに、気候変動の影響を受けにくい廃棄物処理施設の立地・構造とするための取組を推進します。

さらに、太陽光等未利用エネルギーの有効活用や地域における熱利用等、「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」も踏まえ、取組を推進します。

① 廃棄物処理施設の整備にあたっては、エネルギー回収型とすることを促進

【再掲】

- 温室効果ガス排出量の更なる削減を図るため、廃棄物焼却時の熱回収、発電等が促進されるよう、市町村等に対して、国制度を活用したエネルギー回収型廃棄物処理施設の設置を働きかけます。
- 気候変動の影響を受けにくい施設の立地、構造とするため、技術的助言を行います。

② 家庭ごみ減量の推進【再掲】

- 市町村や市民団体と連携し、ごみを減らす意義や、生ごみコンポスト、リサイクルショップや、フリーマーケットの活用等の具体的な手法を伝えるなど、家庭ごみの減量化を推進します。

③ 「ぎふプラスマ！」制度の推進【再掲】

- 県民総参加でプラスチック製品の資源循環を促進するため、使い捨てプラスチック製品の使用合理化や再生可能な原料への代替などに取り組む事業所登録制度「岐阜県プラスチック・スマート事業所『ぎふプラスマ！』の登録を推進します。

④ 石油由来プラスチック代替製品の利用促進【再掲】

- バイオプラスチックや、紙等の再生可能素材製品の利用促進のため、消費者・事業者に対し啓発を行います。

⑤ 「ぎふ食べきり」運動の推進【再掲】

- 食品廃棄物の削減に取り組む県内の飲食店、小売店や企業・団体等とともに、「食べきり」意識の高揚と実践を図る「ぎふ食べきり運動」を推進し、県内の飲食店等及び家庭から排出される食品廃棄物の発生抑制や減量を図ります。
- 県民が「ぎふ食べきり運動」に参画する機会を設けるなど、食品廃棄物の削減に向けた具体的行動の促進を図ります。

⑥ グリーン購入の推進【再掲】

- 東海三県一市と事業者団体が連携して、消費者に対するグリーン購入の普及と定着を図る「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」を実施します。
- 環境にやさしい買い物についての普及啓発を図るため、市町村や地域団体と連携し、県民向け情報提供や大型商業施設等での啓発活動を実施します。
- 岐阜県環境物品調達方針を策定し、率先して環境物品の調達を推進します。

⑦ 紙ごみの分別徹底の推進【再掲】

- 市町村と連携して、紙ごみの減量と紙類を廃棄する際の分別の徹底を推進します。

⑧ 市町村の分別ルールに従った丁寧な分別を推進【再掲】

- 資源物回収における異物混入の防止等、市町村のルールに従った丁寧な分別を市町村と連携して推進します。

⑨ 食品廃棄物及びプラスチックごみの調査【再掲】

- 県内の家庭から排出される可燃ごみ中の食品廃棄物及びプラスチックごみの組成を調査・分析し、食品ロス削減やプラスチックごみ削減に係る施策の検証・見直しを行います。
- 市町村による食品廃棄物及びプラスチックごみの調査の実施を推進します。

⑩ 食品廃棄物及びプラスチックごみの調査方法の共通化【再掲】

- 市町村別の状況を可視化するため、調査方法の共通化に向けて、県内の家庭から排出される可燃ごみ中の食品廃棄物及びプラスチックごみの組成調査方法の検証を行います。

**⑪ 可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチックの導入を市町村へ働きかけ
【再掲】**

- 市町村に対する必要な情報の提供や技術的助言等市町村の取組を支援します。

4 産学官等との連携強化



目指すべき姿

- 県民、民間団体、事業者、大学等、行政間の廃棄物処理に関する情報共有等が進展している。

具体的施策

① プラスチック資源循環推進のための会議の開催 連携

- プラスチック資源の使用抑制、循環のための実効性ある取組について協議・検討するため、製造事業者、有識者からなる「プラスチック資源循環推進懇談会」を開催します。

② SNS 等を活用した緩やかなつながりの構築 連携

- 県がSNS等を活用した情報発信を行うことにより、県民、NPO法人、民間団体、事業者と行政が情報交換、情報共有を行い、緩やかなつながりを構築するとともに取組の推進を図ります。

③ 各市町村の廃棄物処理状況や取組事例の共有【再掲】

- 県が各種情報をとりまとめ、各市町村に情報提供を行い共有することにより、各市町村の廃棄物処理状況の取組の促進を図ります。

④ 取組効果を見る化する仕組の構築【再掲】

- 施策の評価を定量的に分析できるよう、市町村と連携して、新たなデータの収集や、データの分析方法等について検討し、取組の効果を見る化する仕組の構築を図ります。
- 県民、自治会、民間団体等の様々な活動を把握し、表彰等を通してそれらの活動を広めていきます。

第6章 計画の推進と進行管理

本章では、計画を推進するにあたり、産学官等に期待される役割について整理するとともに、本計画の進行管理について示しています。

1 産学官等の役割

持続可能な循環型社会の形成を目指し、本計画を着実に推進するためには、産学官等が個々に行動するだけでなく、相互に連携・協力し合いながら問題の解決に向けて取り組む必要があります。

本計画では、産学官等が果たすべき役割について、次のとおり考えます。

県民の役割

県民は、自らが廃棄物の排出者であることを認識し、これまでのライフスタイルを見直し、廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用を通じて持続可能な循環型のライフスタイルに転換する必要があります。

そのため、県や市町村が実施する廃棄物に関する各種施策に積極的に協力するとともに、循環型社会の形成を目指した自主的かつ積極的な取組が期待されます。

取組の具体例

(1) ごみ減量化の推進

- 廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクル製品を使用する。
- 廃棄物の排出に際しては、市町村のルールに従って丁寧に分別する。
- 生ごみをコンポスト容器や生ごみ処理機で自家処理した堆肥を家庭菜園で使用するなど廃棄物の再生利用に努める。
- 食材は必要な分だけ購入し、期限をこまめに確認したり、無駄なく使い切つたりすることで食品ロスの削減に努める。
- 食品の期限表示の正しい理解、外食における適量注文による食べ残しの削減や食べ残しの持ち帰りに努める。

- 詰替え製品やリサイクル製品を優先的に購入し、環境にやさしい買い物(グリーン購入)に努める。
- マイバック、マイボトルを利用する。
- ストローやスプーン等の使い捨てプラスチック製品の使用を控え、バイオプラスチックや、紙等の再生可能素材を使用している製品を選択し使用する。
- 過剰包装を断るなど簡易包装を求める。
- 洗剤は適量として無駄なく使用し、電化製品等が故障した場合は修理して長期間の使用に努める。
- レンタル・リース・サブスクリプション・シェアリング・フリーマーケット・中古品の売買等のサービスを積極的に活用する。
- エシカル消費に努める。
- 「ぎふ食べきり運動」の協力店舗や「ぎふプラスマ！」の登録店舗を積極的に利用する。

トピックス

どれくらいのごみを減らせば、目標達成できるの？

本計画では、一般廃棄物の1人1日当たり生活系排出量について、まずは、令和12(2030)年度までに595グラム/人/日とする目標を設定しています。



さて、実際には、どれくらいのごみを減らせばよいのでしょうか。

令和5(2023)年度の本県の1人1日当たり生活系ごみ排出量(実績)は、622グラム/人/日です。これと本計画の令和12(2030)年度の目標との差は27グラムです。

27グラムは、空のペットボトル500mlであれば約1本分です。毎日少しづつごみを減らしていくけば、自ずと目標達成につながりそうですね。

このような、ライフスタイルの見直しを重ねていくことが、持続可能な循環型社会の形成につながります。

トピックス

グリーン購入

グリーン購入とは、買う前に、まず必要かどうかを考えて、必要な時は環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さいものを買うことです。

グリーン購入を進めていくためには、環境ラベルなどの情報を上手に活用して、できるだけ環境負荷の少ない製品やサービスを選んでいくことが重要です。

グリーン購入は、購入者の消費行動を環境に配慮したものにすることで、供給者に環境負荷の少ない製品の開発を促し、経済活動全体を環境配慮型へ変えていく力を持っています。

例えば、こんなマークを見かけたら、それは環境負荷の少ない製品です。



※環境ラベルに関する情報は、環境省ホームページでも紹介されています。

<https://www.env.go.jp/policy/hozon/green/ecolabel/f01.html>

(2) リサイクルの推進

- リユース、リサイクル製品や耐久性に優れた製品を優先的に選択する。
- 廃棄物の排出に際しては、市町村のルールに従って丁寧に分別する。【再掲】
- 自治会による集団回収等に積極的に参加、協力する。

(3) 一般廃棄物の適正処理の推進

- 市町村の分別回収に協力する。
- 容器包装の店頭回収や古紙の集団回収などの適正な資源回収に積極的に協力する。
- 特に、リチウムイオン電池が使用されたものを、適切に分別排出する。

(4) 産業廃棄物の適正処理の推進

- 産業廃棄物処理施設に対する理解を深める。
- 手続条例に基づく手続に積極的に参加する。

(5) 不法投棄等の不適正処理対策の徹底

- 家庭ごみの野焼き等、ごみの不法焼却は行わない。
- 廃家電や粗大ごみ等、廃棄物の処分に無許可の回収業者を利用しない。
- 土地の所有者は、廃棄物の不適正処理が行われないよう、土地を適正に維持管理する。
- 廃棄物の不法投棄や野焼き等の不適正な処理を発見したときは、県ホームページにある投稿フォーム「廃棄物インターネット110番」等を活用し、速やかに関係市町村又は県に通報する。

トピックス

廃棄物の不適正処理を見かけたときは

廃棄物処理法が幾度となく改正され、罰則等が強化されたにも関わらず、廃棄物の不法投棄や野外焼却（野焼き）等の不適正な処理が今なお跡を絶ちません。

不法投棄、野焼き等を見かけたときは、直ちに、県庁、警察、地元の市町村もしくは県事務所環境課にご連絡ください。

県公式ホームページの情報提供用ページからのご連絡も可能です（緊急の場合はお電話ください。）。

■岐阜県廃棄物インターネット110番

県公式ホームページ([URL:https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3629.html](https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3629.html))

トップページ > 分類でさがす >

くらし・防災・環境 > ごみ・リサイクル > 不法投棄対策 >



(6) 街や川の清掃など海洋ごみ対策の推進

- 環境美化運動に参加するなど、地域の清潔保持に努め、廃棄物問題や環境問題への関心と理解を深める。
- ごみのポイ捨てや河川敷でのレジャー後のごみの放置は行わないなど環境を汚染しない。

(7) 災害廃棄物処理対策の推進

- 災害等の混乱時であっても、円滑な廃棄物処理に努める。
- 災害廃棄物は、通常の生活ごみと区分し、市町村の指示に従って適切に排出する。

NPO 等の民間団体の役割

NPO等の民間団体は、自らごみの減量やリサイクルに取り組むなど循環型社会の形成に資する活動を行うとともに、産学官等による循環型社会の形成に対する理解や活動を促進し、連携や協働のつなぎ役となることが期待されています。

取組の具体例

(1) ごみ減量化の推進

- フリーマーケットの開催等、リユースやシェアリングを促進する。
- 「ぎふ食べきり運動」の協力店舗や「ぎふプラスマ！」の登録店舗を積極的に利用する。
- ストローやスプーン等の使い捨てプラスチック製品の使用を控え、バイオプラスチックや、紙等の再生可能素材を使用している製品を選択し使用する。
- 詰替え製品やリサイクル製品を優先的に購入し、グリーン購入に努める。
- エシカル消費に努める。
- フードバンク活動やフードドライブなど食品ロスの削減に資する取組を行う。

(2) リサイクルの推進

- 自治会による集団回収等リサイクルを促進する。

(3) 不法投棄等の不適正処理対策の徹底

- 廃棄物の不適正処理を発見した時は、速やかに関係市町村又は県に通報する。

(4) 街や川の清掃など海洋ごみ対策の推進

- 市街地や河川、山における清掃活動やごみの散乱状況等に関する情報発信を行う。

(5) 災害廃棄物処理対策の推進

- 災害廃棄物処理を担う市町村との連携体制の構築等事前の備えに取り組む。
- 災害発生時の被災家屋の片づけやごみ出しに対するきめ細やかな支援を行

う。

(6) 産学官等との連携強化

- 独自の情報収集、発信能力、ネットワーク等を生かした連携・協力体制を構築する。
- 地域住民のライフスタイルの見直しや3Rの推進をはじめとする地域のごみ減量化や資源化に向けた普及啓発を実施する。

事業者の役割

排出事業者

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理するよう努めなければなりません。

そのため、拡大生産者責任(EPR)や企業の社会的責任(CSR)を十分認識し、製造から廃棄まで循環的利用と適正処理を考慮した事業活動に取り組むとともに、県や市町村が実施する廃棄物に関する各種施策に積極的に協力し、排出抑制と再資源化に取り組むことが期待されます。

取組の具体例

(1) ごみ減量化の推進

- 簡易包装、レジ袋削減、マイバック使用を促進する。
- ごみが発生しにくい製品、再資源化しやすい製品等の開発、製造に努める。特にプラスチック製品については、再生品を原材料に使用するなど、石油由来のプラスチックの使用削減に努める。
- ごみになりにくい製品や長期使用可能な製品を積極的に取扱う。
- 「ぎふ食べきり運動」や「ぎふプラス！」制度に積極的に参画する。
- 自社の事務事業において、調達方針を策定するなどグリーン購入を推進する。
- 点検・修理・交換・再使用やシェアリングサービス等の新たなビジネスモデルの立ち上げと普及に努める。

(2) リサイクルの推進

- 原材料やリサイクル方法の情報提供に取り組む。
- 紙類のごみを廃棄する際は、分別を徹底する。
- リサイクル製品の購入を推進する。
- 製造者、販売者が連携して修理・修繕体制の整備、回収・資源化ルートの確立に努める。
- 製品設計の際は、分別が容易でリユース又はリサイクル可能な仕様・デザイン

となるよう努める。

- 製品中の有害物質の削減を推進する。
- ISO14001(環境マネジメントシステムの仕様(スペック)を定めた規格)、エコアクション21等の環境マネジメントシステム(EMS)の導入を推進する。

トピックス

岐阜県リサイクル認定製品

県では、リサイクル製品の利用促進を図るとともにリサイクル産業の育成を図るため、主として県内で発生する循環資源を使用し、県内で製造されるリサイクル製品を「岐阜県リサイクル認定製品」として認定し、リサイクル製品の消費拡大を図るとともに、県事業において優先的に使用していくこととしています。



製品例

・古紙100%トイレットペーパー



・再生素材を利用した食品トレー



・廃食器を利用した陶磁器製品



(3) 産業廃棄物の適正処理の推進

- 多量排出事業者は、廃棄物の排出抑制及び循環的利用に計画的に取り組む。
- 排出する廃棄物の性状、資源化等の必要な情報提供に努める。
- 廃棄物の生産工程内利用や自社内利用に努める。
- 廃棄物の再資源化が容易となるように処理、分別を徹底する。
- 新たな生産・加工・建設技術の開発や導入、処理施設の高性能化等により、適正処理が容易な製品等の開発に努める。
- 廃棄物が適正に処理されるよう、必要な廃棄物情報を処理業者に提供する。
- 法令講習会等に積極的に参加し、関係法令や適正処理について知識を深める。
- 廃棄物処理法をはじめとする関係法令等を遵守し、適正処理を推進する。
- 処理を委託した廃棄物は、現地確認、マニフェスト(産業廃棄物管理票)の管

理により適正に処理が行われているかを把握する。

- 廃棄物処理の委託先を適切に選定するとともに、適切な処理料金を負担し、安易な委託処理を行わない。
- 手続条例に基づく手続に積極的に参加する。
- PCB廃棄物については期限内に処理を完結し、その他有害廃棄物については適正な処理を行う。

(4) 不法投棄等の不適正処理対策の徹底

- 廃棄物の不適正処理を発見した時は、速やかに関係市町村又は県に通報する。
- 土地の所有者は、廃棄物の不適正処理が行われないよう、土地を適正に維持管理する。

(5) 街や川の清掃など海洋ごみ対策の推進

- 環境美化活動に参加するなど、地域の清潔保持に努める。

(6) 災害廃棄物処理対策の推進

- 平常時から災害発生時を想定した設備・製品・資材の適切な保管場所や従業員の避難経路・避難場所の確保に努める。

(7) 産学官等との連携強化

- 県主催の連絡会議に積極的に参加する。

廃棄物処理事業者

廃棄物処理事業者は、排出事業者や市町村から委託を受けた廃棄物を適正に処理する責務があります。安全かつ確実な方法で適正な廃棄物の処理を行うとともに、廃棄物処理施設に対する不安感や不信感を解消するため、県民に対して積極的に情報公開に取り組むことが求められています。

また、生活環境の保全を確保したうえで、廃棄物を貴重な資源として捉え、有用資源を積極的に回収し、焼却時には熱回収を行うなど循環利用を推進させること

が期待されます。

取組の具体例

(1) リサイクルの推進

- 廃棄物の処理は、可能な限り再資源化を推進する。
- 熱回収による発電等による資源の有効利用に努める。
- 中間処理技術、処理施設の高度化、高性能化を推進する。
- 事業者や業界との連携により、再生資源の利用や用途の拡大を促進する。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

- 廃棄物処理法をはじめとする関係法令等を遵守し、適正処理を推進する。
- 処理能力に応じた計画的な受託を実施する。
- 受け入れた廃棄物は、マニフェストや帳簿等により状況を把握・管理し、適正に処理する。
- 施設の設置に当たっては、関係者の理解・協力が得られるよう努める。
- 産業廃棄物処理施設の設置にあたっては、手続条例を遵守し、周辺住民への周知を誠実に実施し、合意の形成に努める。
- 施設の操業状況や廃棄物の処理状況等の情報を積極的に公開する。
- 法令講習会等に積極的に参加し、関係法令や適正処理についての知識を深める。

(3) 不法投棄等の不適正処理対策の徹底

- 廃棄物の不適正処理を発見した時は、速やかに関係市町村又は県に通報する。

(4) 災害廃棄物処理対策の推進

- 県、市町村から災害廃棄物処理の支援要請があった場合には、積極的な協力・支援に努める。

(5) 街や川の清掃など海洋ごみ対策の推進

- 環境美化活動の実施による地域の清潔保持に努める。

(6) 产学研官等との連携強化

- 県主催の連絡会議に積極的に参加する。

市町村等の役割

市町村は、一般廃棄物の処理について、総括的な責任を負うとともに、地域単位での住民の生活に密着した循環型社会の形成に向けて、地域の実情に応じた一般廃棄物処理計画を策定し、住民や事業者の自主的な取組を促進する必要があります。

取組の具体例

(1) ごみ減量化の推進

- 自らの廃棄物の発生抑制、排出抑制、再資源化の推進に努める。
- ストローやスプーン等の使い捨てプラスチック製品の使用を控え、バイオプラスチックや、紙等の再生可能素材を使用している製品の選択や使用を推進する。
- 調達方針を策定するなど、グリーン購入を推進する。
- 排出抑制やりサイクルの促進等のため、一般廃棄物処理の有料化を推進する。
- ごみ減量化に対する住民及び事業者の意識の啓発を図る。
- ごみ減量・再資源化についてのアイデアや意見の聴取、情報提供に努める。
- 「ぎふ食べきり運動」や「ぎふプラス！」の取組に協力する。
- エシカル消費を市民、民間団体、事業者に対して普及啓発する。

(2) リサイクルの推進

- 率先してリサイクル製品を調達する。
- 廃棄物の処理は、可能な限り再資源化を推進する。
- 製造者が実施する使用済み製品の回収に関する県からの情報の活用を検討する。
- 熱回収による発電等による資源の有効利用を推進する。
- 適切な分別のあり方について検討する。
- 中間処理技術、処理施設の高度化、高性能化等を推進する。
- プラスチック資源循環促進法の趣旨を踏まえ、家庭から排出されるプラスチック廃棄物の分別収集及び再商品化等に必要な措置を講じる。

(3) 一般廃棄物の適正処理の推進

- 廃棄物処理法をはじめとする関係法令等を遵守し、適正処理を推進する。
- 一般廃棄物処理計画に従って、一般廃棄物を収集し、運搬し、処分する。
- 一般廃棄物処理業の許可、変更許可及び取消しを適切に行う。
- 一般廃棄物の効率的な循環的利用、適切な中間処理及び最終処分の確保に努める。
- 一般廃棄物処理業者、事務所、事業場へ適切な指導を行う。
- 事業者に対し、ごみの発生抑制、排出抑制、再資源化の推進への取組について、情報提供・啓発・支援を行う。
- 多量排出事業者に対し、処理計画策定の指導を通じて廃棄物の減量化を促進する。
- 職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善に努める。
- 廃棄物処理に係るコスト分析等を行い、より効率的な運営に努める。
- 現在稼動中の施設に関する情報を住民に対して積極的に公開する。
- 他の市町村との連携等による広域化の取組を推進する。
- 家庭から排出される可燃ごみ中の食品廃棄物及びプラスチックごみの組成調査の実施に努める。
- 可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチックの導入を推進する。

(4) 産業廃棄物の適正処理の推進

- 処理可能な産業廃棄物については、地域の実情に応じて一般廃棄物の処理と併せて処理を行う。
- 管内若しくは近隣の地域における産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、手続条例の手続に積極的に参加し、処理業者と住民との合意形成を促進するよう努める。

(5) 不法投棄等の不適正処理対策の徹底

- 関係機関(県関係機関、警察、消防等)と連携し、情報の共有、各種法令からの多角的な検討、合同パトロールの実施により、迅速かつ的確な対応を図る。
- 一般廃棄物の適正処理に関する情報の収集に努めるとともに、必要と認められる場合には、県と連携し、合同の立入調査を実施するなど、一般廃棄物が適正

に処理される仕組の構築に努める。

(6) 街や川の清掃など海洋ごみ対策の推進

- 地域内の河川、山におけるごみの散乱状況等に関する情報を収集し、海洋ごみになり得るごみの発生状況を把握し、対策を検討する。
- 自ら環境美化活動を実施し地域の清潔保持に努めるとともに、地域内の事業者、民間団体に対して参画を呼びかけ環境美化活動を推進する。

(7) 災害廃棄物処理対策の推進

- 各市町村の災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時の廃棄物処理が迅速かつ適正に進むよう処理体制を整備する。
- 災害時における不法投棄等の不適正処理を防止する。
- 図上訓練等連携体制の整備に関わる訓練に積極的に参加する。
- 災害や感染症の流行に対応した市町村業務継続計画を策定する。

(8) 感染症対策の推進

- 新型コロナウイルス等感染症に係る廃棄物対策について、広報紙やゴミカレンダー等を用いて普及啓発する。
- 災害や感染症の流行に対応した市町村業務継続計画を策定する。

(9) 気候変動への対応

- 廃棄物処理施設の設置を検討する際は、国制度を活用し、エネルギー回収型廃棄物処理施設とする。

(10) 産学官等との連携強化

- 県主催の連絡会議に積極的に参加する。

2 計画の進行管理

(1) 目標達成に向けた進捗状況の把握

本計画では、廃棄物の減量化の目標を定めるとともに、目標の達成に向けた具体的な施策を定めていますが、施策の推進に当たっては、その実施状況と効果を確認し、その状況に応じて必要な見直しを行うことが必要です。

そのため、施策の進捗状況を確認するとともに、廃棄物の排出量、再生利用率及び最終処分量を把握し、目標値の達成状況を確認します。

(2) 計画の進行管理

上記(1)により把握した施策の実施効果や目標達成に向けた見込みをもとに、施策や計画の見直しの必要性等について、県環境審議会廃棄物・リサイクル部会において検討し、計画の進行管理を行います。

進行管理の手法としては、施策目標を設定し、達成状況を確認しながら必要な改善を行っていくPDCAサイクルによって、計画の施策を着実に進め、令和12(2030)年度の目標達成を目指します。

(3) 計画の見直し

目標値設定の前提となる社会経済情勢の変化、廃棄物関連制度に係る大きな改正又は国の基本方針の改正等があった場合には、必要に応じて見直しをすることとします。



第3次岐阜県廃棄物処理計画
(令和3年度～令和12年度)

発行年月：令和8年3月

発行者：岐阜県環境エネルギー生活部廃棄物対策課

〒500-8570

岐阜県岐阜市薮田南 2-1-1

TEL 058-272-1111(代表) 内線 2962

FAX 058-278-2607